

知的障害者のための 判例百選

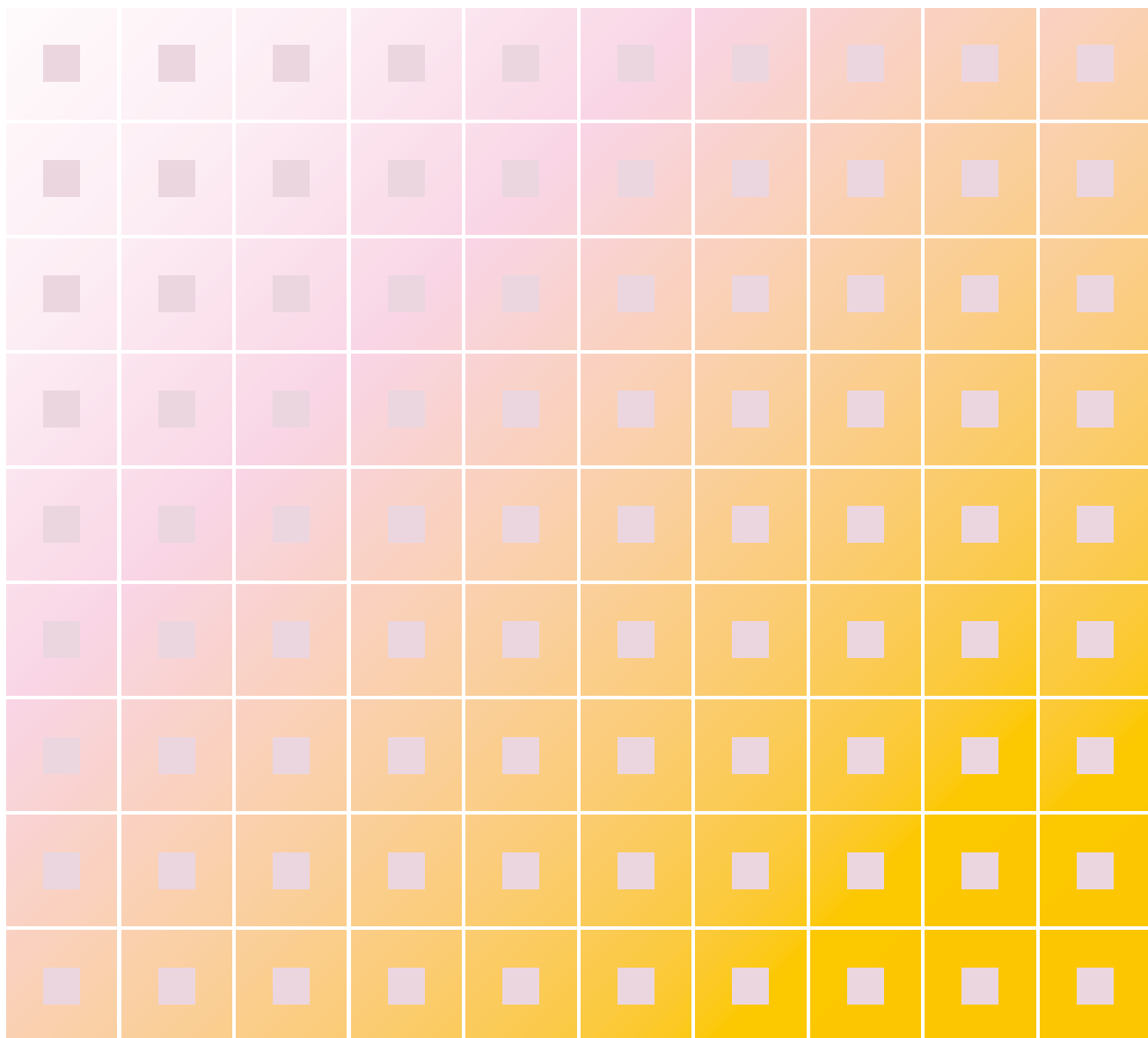
平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「発達障害者の地域生活における法的支援・医療受診支援・地域トラブル支援に向けた
発達障害理解啓発・研修プログラムの開発」

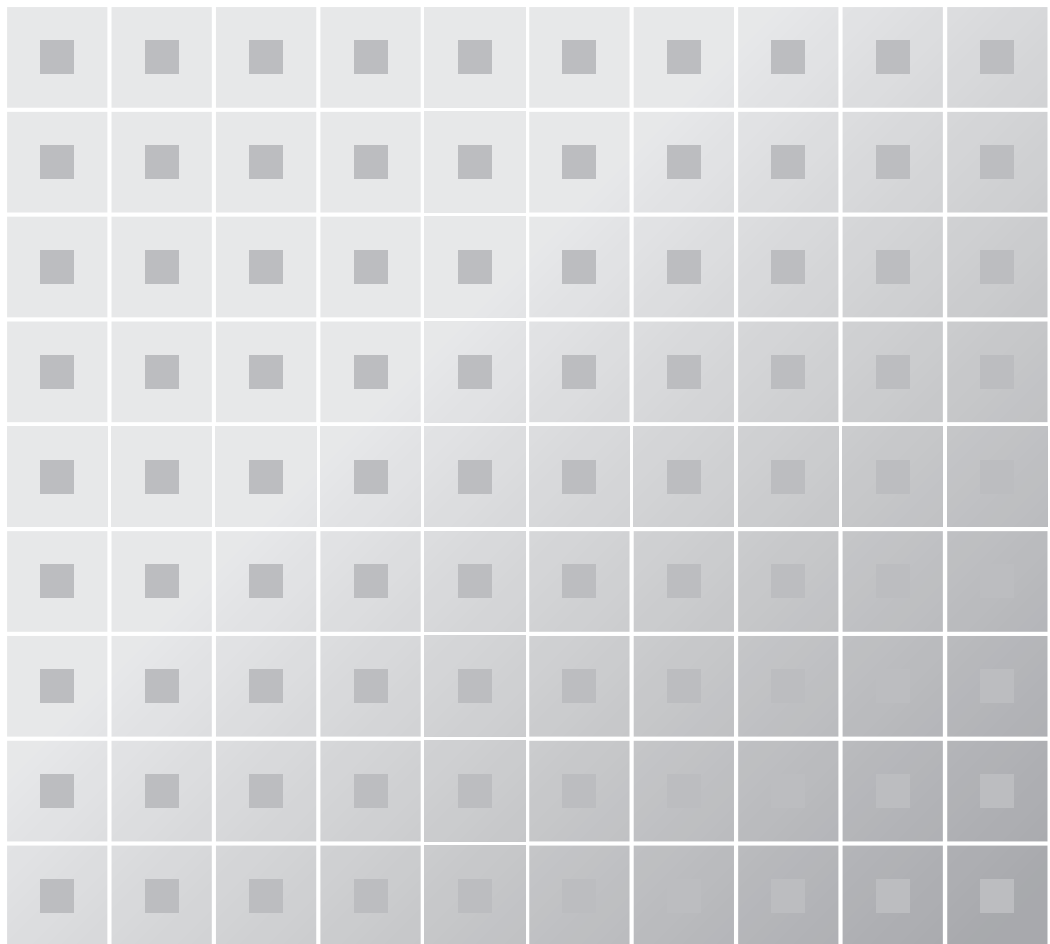
(主任研究：堀江まゆみ 白梅学園大学)

分担研究班「知的障害者の法的支援に関する研究」

(関哉直人、大石剛一郎、野沢和弘、堀江まゆみ)



知的障害者のための 判例百選



民事

① 供述の信用性 ——名古屋市立南養護学校体罰事件……………	2
名古屋高裁平成7年11月27日判決（平成5年（ネ）第485号損害賠償請求事件）（判自147号46頁）	
② 施設・法人が利用者本人の年金や作業収益を当然のように「横領」した ——札幌育成園事件 ……	6
千葉地裁平成11年3月29日判決（平成8年（ワ）第38号損害賠償請求事件）（判時1701号109頁）	
③ 施設の搜索義務 ……	10
名古屋高裁平成7年11月27日判決（平成5年（ネ）第485号損害賠償請求事件）（判自147号46頁）	
④ 施設には利用者間のトラブルに関しても責任がある ——大島事件 ……	12
東京地方裁判所判決平成14年1月29日（平成12年（ワ）第5845号）	
⑤ 「施設なら安心・安全」は神話です ——七生福祉園事件……………	16
東京地裁平成16年11月18日判決（平成15年（ワ）第21846号）	
⑥ 教育現場における安全配慮義務 ……	18
大阪地裁平成17年11月4日判決（平成15年（ワ）第4510号損害賠償請求事件）	
⑦ 使用者の安全配慮義務① ——小西縫製工業事件 ……	22
大阪高裁昭和58年10月14日判決（昭和58年（ネ）第432号、1040号損害賠償請求事件）（労判419号28頁）	
⑧ 使用者の安全配慮義務② ——A サプライ事件 ……	24
東京地裁八王子支部平成15年12月10日判決（平成13年（ワ）第1742号損害賠償請求事件）	
⑨ 法定雇用率 ……	28
東京地裁平成15年5月16日判決（平成14年（行ウ）第130号行政文書不開示決定取消請求事件）（判例集未掲載）	
⑩ 福祉施策の欠缺と転換 ……	32
大阪地裁平成16年12月21日判決（平成14年（行ウ）第167号家族療養費不支給処分取消請求事件）（判タ1181号193頁）	
⑪ 逸失利益 ……	34
東京高裁平成6年11月29日判決（平成4年（ネ）第1574号損害賠償請求事件）（判時1516号78頁）	
⑫ 家族の逸失利益 ……	36
大阪地裁平成10年7月24日判決（平成9年（ワ）第4993号損害賠償請求事件）（交民31巻4号1090頁）	
⑬ 契約における意思能力 ……	38
福岡高裁平成16年7月21日判決（平成16年（ネ）第172号保証債務履行請求事件）（判時1878号100頁）	

14 訴訟委任能力 **42**

福島地裁昭和 38 年 11 月 17 日判決 (昭和 38 年 (ワ) 第 219 号損害賠償等請求事件) (下民集 15 卷 11 号 2749 頁)

15 成年後見 **44**

札幌高裁平成 13 年 5 月 30 日決定 (平成 12 年 (ラ) 第 150 号補助開始申立却下審判に対する抗告事件) (家月 53 卷 11 号 112 頁)

刑事

16 刑事事件における被害者供述の信用性 **46**

神戸地裁平成 16 年 1 月 27 日判決 (平成 14 年 (わ) 第 1073 号わいせつ誘拐、強姦被告事件) (判例集未掲載)

17 無理心中事案における情状 **48**

名古屋高裁平成 10 年 10 月 1 日判決 (平成 10 年 (う) 第 214 号殺人事件) (判タ 989 号 299 頁)

少年

18 少年の処遇 **52**

釧路家裁北見支部平成 15 年 7 月 14 日判決 (平成 15 年 (少) 第 93 号ぐ犯保護事件) (家月 55 卷 12 号 94 頁)

1 供述の信用性——名古屋市立南養護学校体罰事件

名古屋高裁平成7年11月27日判決
(平成5年(ネ)第485号損害賠償請求事件)
(判自147号46頁)

〈事実の概要〉

X(原告・被控訴人)は、中度の知的障害や視覚障害などを負い、昭和63年9月当時Y市(被告・控訴人)の設置する養護学校高等部2年に在籍していたところ、同月22日、学校内で右眼結膜下出血の傷害を負った。

X側は、当時職業・家庭科の授業を担当していたAが、授業中、集中力を欠いていたXに立腹し、Xを男子更衣室に連れ込み、後ろからズボンを下ろしたり右眼を手指で強く押さえる等の体罰を加え、その結果上記傷害を負わせたと主張した。これに対し学校側は、Aが個別指導のためXを更衣室に連れて行ったところ、Xの右眼に充血等を発見したため個別指導を中止してXを別の教員に引き渡した、受傷の原因は不明であるが生徒らは当日レスリングをやっていた旨主張した。

X側と学校側は話し合いを続けたものの双方の主張は平行線を辿ったため、XはYに対し、治療費や慰謝料を求める訴えを提起したものである。訴訟では、XがAから体罰を受けたことを証明する直接証拠がXの供述を録音したテープ(代理人弁護士事務所で録音した供述①及び学校で録音した供述②)のみであったことから、その信用性が最大の争点として争われた。第1審(名古屋地判平成5・6・21判時1487号83頁)は、Xの主治医や精神科医の意見を検討した上で、Xは自己の体験に基づく具体的事実は長期間記憶することが可能である、録音テープ内の具体的事実に関する供述は強調や抑揚が認められるなどとして、録音テープの信用性を肯定し、Yに対し慰謝料30万円等の支払いを命じた。Yが控訴し、控訴審ではAが補助参加した。

〈判旨〉

原判決取消し、棄却。

「供述①は、対立当事者のいない場所における聞き取り調査であるにもかかわらず、その供述は、断片的である上、Xが自ら述べると言うより

は、X母に促されて、その意に沿うかのように(さらには、…おうむがえしに)述べているものであって、これだけでは、本件体罰の事実を認めるのに十分であるとはいえない」[供述②は、本件体罰後7か月経過後の供述であるが、供述①と比較すると、時期の遅い供述②の方が、X母の援助を受けられる場面が増えており、また、学校側の質問に対する回答よりもN弁護士に対する回答の方が明確であることが際だっており、学習をした結果ではないかとの疑問が残る上、供述②においても、X母の援助を得て、本件体罰に関する供述をはじめることができたことと、Xが答えに詰まると側に居るX母の援助を求める傾向は顕著であることからすると、供述②もX母の影響下でなされたものであることは明らかであり、それでは、その供述のどこまでがその当時のXの記憶に基づくものか判然としない」[供述②は、いわば骨格だけの供述であり、本件体罰前後のAの行動、XとAとのやりとり等細部にわたる情景描写がなされているとは言い難いものがあり、したがって、それだけでは、Aの本件体罰に至る背景や動機を解明する手掛かりとしては十分ではない」[仮に、Xのような知的障害者は、殊更に虚偽の事実を述べようとか、体験していない事実を体験したものとして述べようとする能力にも欠けるものとしても、本件の場合においては、X供述にさきに指摘したような数々の疑問点があつて、外部からの影響による記憶の混淆や変容の可能性のあることは前記認定のとおりであることから…X供述に信用性があるとはできない」]

〈解説—法律家の立場から〉

本件は、一審でXの請求が認容され、控訴審で棄却された事例であるが、おそらく知的障害のある人の供述の信用性について判断した初めての裁判であるため、多くの示唆を含んでいる。

1 裁判においては、本人の供述が非常に重要に

なる。本人の供述を証拠として出す場合、法廷で本人に話してもらうほか、本件のように録音テープを提出するという方法もある。本人に知的障害がある場合、この選択が非常に悩ましい。直接法廷で話すことでリアリティが表現できる半面、法廷で適切な質問を投げかけなければ適切な回答が得られない可能性があり、容赦のない反対尋問では混乱に陥る可能性さえある。また、被害が甚大である場合二次被害を生むリスクもある。他方で、録音テープでは供述態度などの臨場感が伝わらないという側面がある。本件のX代理人も「初めてXと話した際のXの興奮ぶり等から、真実を語っていると感じた」と述べている。その意味では、本件後の多くの訴訟ではビデオテープによる供述内容の録画が活用されている。とはいえ、やはり本人が法廷で話すことが出来れば印象は違うし、反対尋問を経て信用性を高めるという意味もある。この点で、水戸アカス事件(水戸地判平成16・3・31判時1858号118頁)では、本人尋問の前に訴訟関係者に尋問における注意事項を書面で提示し、本人尋問のリスク回避を図っていることが注目される。

また、テープ録音やビデオ撮影を行う際は、関係者による誘導が入り込まないように留意する必要がある。控訴審判決がXの供述を「学習の結果」「X母の影響下でなされたことは明らか」と判示していることは行き過ぎであるが、障害について理解のない裁判所は往々にしてこのような判断に至る。裁判所に障害の理解を深めていくとともに、録音・録画においては、事柄の性質上本人からの積極的かつ自発的な供述が期待できないこともあろうが、できるだけ本人の自発的発言を引き出す質問を心がけるべきである。なお、本件に限らず、本人からの度重なる聞き取りを「学習」「練習」として信用性減殺に用いる手法は非常に問題である。本人に知的障害がある場合、事実を確認するために角度を変えて何度も質問することが必要であり、尋問の前には本人が適切に質問に答え、パニックに陥らないよう何度も確認することは当然である。これを信用性のマイナス要素として捉える姿勢は知的障害に関する無理解に他ならない。

2 控訴審判決は、Xの供述が細部にわたる情景描写がなされているものとは言い難く、体罰に至

る背景や動機を解明する手掛かりとして十分ではない、と述べている。しかし、Xの供述は極めて具体的であり、詳細な説明や修飾する言葉がないにすぎない。この点一審では、動機等につき判然としない部分はあるものの体罰は認められるとしている。知的障害のある人の供述に細部にわたる情景描写や動機・背景事情を窺わせる供述を要求することは、その特性から困難な事例が多いところ、その後これらの点を要求せずに事実を認めている事例もあり、裁判の枠組みからすればそこまで要求する必然性はないはずである。裁判所の確立した理解が望まれるところである。

3 本件は、XとXの両親、弁護士2人だけから出発したものの、口コミ等で支援の輪が広がり、その後は支援者の協力で精神科医の意見を得ることができ、控訴審では当時本件学校の担任をしていた教諭が協力を申し出るに至るなど、支援の重要性を物語る事件である。密室で行われることが多い本件のような虐待事件において、福祉や教育現場の実情を知る支援者の協力は何ものにも代え難い力である。

〈参考文献〉

中谷雄二「密室での体罰－裁判に立つ知的障害児」障害人権弁護団著・障害児をたたくな(明石書店、1998)41頁。

〈解説－福祉関係者の立場から〉

1 知的障害のある人と言っても、本件のように言葉による断片的なコミュニケーションがcausingて成り立つタイプもいれば、まったく言葉による表現のない人、言葉でのコミュニケーションが障害のない人と同じ程度にできるように思える人などさまざまである。しかし、かなり話し言葉でコミュニケーションができるように見えても、障害のない人と同じような意味で言葉を理解しているのか、自分にどのように有利・不利になるかを理解した上で話しているのかはわからない。また、断片的な言葉しか話せず、一見すると意味不明に思えても、重要な真実を表現している場合もある。

それは、知的障害や自閉症などの発達障害のある人のものごとの認知や記憶や表現の特性に起因するものでもある。また、障害があることによって幼いころからいじめにあったり、相手に

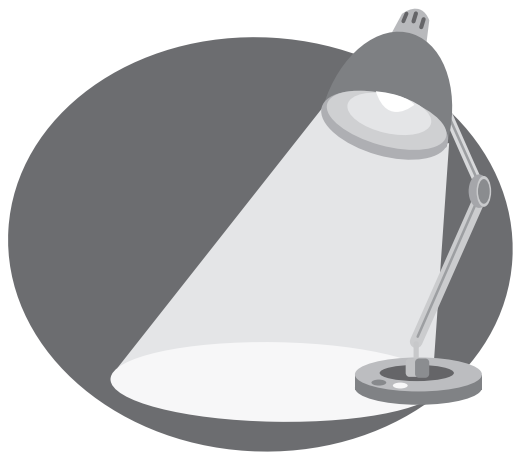
されなかったり、抑圧的な扱いを受けたりすることによって、無力感を身につけてしまう場合がある。こうした障害者が体罰などを受けた際に、自分に自信が持てずにSOSを表現できない、あきらめてしまう、などという現象がよく見られる。

こうした状況にある障害者が自らの被害を表現するには、信頼できる人が勇気づけたり、励ましたり、強く誘導するくらいのことをしないとなかなかできないものである。「学習の結果」「母の影響下」と控訴審判決は指摘し、それ故に障害者の供述の信用性を否定しているが、むしろ、自信を持って話しているのだということを学習し、信頼できる母親に促されなければ、本当のことを言えないのだと理解すべきではなか。

2 学校内での体罰や虐待は実際にはこれまでも多数明らかになっているが、潜在化した被害は多数あり、顕在化しても解決に至ったのはそれほど多くないと思われる。①教室という目撃者の少ない「密室」での出来事であり、発覚が遅れ、立証することが難しい、②家族が体罰を疑っても、わが子を預けている相手(学校、教師)に対して遠慮したり怯んだりしてもものを言えない、③学校に対して抗議や批判をすると他の親たちから反発されたり、体罰を疑われる教師に対して同情が起り、訴訟になっても嘆願署名の活動が起きたりすることがよくある、④学校や教育委員会内に生徒や親の側に立った苦情解決の仕組みがない――などの理由からである。

本件の原告側弁護士は労働弁護を専門にしており、それまで障害者の事件を手がけたことはなかったという。相談に訪れた原告の母親の素朴な疑問や怒りを聞いているうちに心を動かされたという。一審では障害のある原告の証言の真实性を認める判決が出て、各地の障害者や関係者を大いに勇気づけたものである。

さまざまな専門性や感性を持った弁護士が裁判所の先入観を壊して、障害者の権利擁護を前進させていくことを期待したい。



2 施設・法人が利用者本人の年金や作業収益を当然のように「横領」した——札幌育成園事件

札幌高裁平成17年10月25日判決

(平成16年(ネ)第206号・原審:札幌地裁平成14年(ワ)第851号)

〈事実の概要〉

1960年に東京・浅草で生まれたAは、「軽度」の知的障害があるとされ、中学卒業後、一般就労したが、適切な支援がなく、うまく行かず、19歳のときに入所施設（七生福祉園）に入所した。同施設からラーメン屋、クリーニング屋などに通って働いていたが、30歳のときにアパートでの一人暮らしを始めた。しかし、毎日の仕事の他に食事、掃除、洗濯などの家事をこなしていく生活の繰り返しを、常時身近なところに支援がない状態で続けていくことは難しく、うまく行かなくなり、35歳のときに、東京都の措置（日野市の機関委任事務）により、遠く北海道の寿都浄恩学園（経営する社会福祉法人は札幌育成園）に措置入所となった。ところが、同施設は、終身施設で生活すること（地域生活移行を念頭に置いていない）を前提に、全入所者の年金等を父兄互助会経由で全額寄付させ、入所者の作業収益も全部施設・法人に帰属させる施設であった。Aは入所直後から、同園での拘束的な生活を嫌悪していたが、「施設を出たい」という意思を周囲になかなか把握してもらえず、入所から5年余り経過して平成13年5月、ようやく札幌の地域生活支援団体につながり、施設を出ることができた。その後、Aは札幌で、仲間や支援者と一緒に地域で生活して、今日に至っている。

本件は、支援があれば地域で生活できる（現に、現在札幌で生活している）Aを入所施設に入れたこと（入所措置）、しかもその措置先の施設（寿都浄恩学園）は、利用者の年金や作業収益を横領し、終身施設生活を強いるような施設であったのに、適切に調査さえしないで措置したこと、及びAの意思表示を事実上無視して、入所措置を漫然と継続したこと（5年余）の違法性に基づく国家賠償請求（慰謝料請求）の訴訟である。

〈判旨〉

請求棄却。

「入所措置が…（知的障害者）本人の居住・移動の自由を大きく制限するものであることからすれば、…（援護の実施者の）判断が合理的なものであることを要することはいうまでもなく、そこには自ずから一定の限度があるものというべきである」「本件措置当時（1995年当時）であっても、知的障害者の福祉を考慮するに当っては、その社会参加及び地域生活に係る利益について、十分留意すべきであった」「援護の実施者等においては、被措置者の地域生活に係る利益に留意しつつ、事案に応じて、当該知的障害者あるいはその親族等の関係者の意向を聴取する等して、入所措置の是非を判断することが求められていたというべきであり、そうした検討の結果、入所措置が当該知的障害者の自立及び社会参加を図る上で必要であり、その福祉に適うと判断した場合に、入所措置を選択すべきものと解するのが相当である。そして、援護の実施者等が、かかる検討を経ることなく、合理的判断として許容される範囲を逸脱して入所措置を選択した場合には、当該措置は国家賠償法上違法の評価を受けるものというべきある」

「（行政は）本件措置を行うか否かの判断をするにあたり、本件施設で不適切な運営がなされるであろう危険性を認識し得たならば、相応の調査をすべき義務を負うものと解される」

「（東京都・日野市は）本件施設（寿都浄恩学園）に対する指導監督権限を有しなくても、本件措置後、本件施設の不適切な運営実態を認識した場合に、本件措置を解除するか否かを判断するため、相応の調査をすべき義務を負うものと解される」

〈解説—法律家の立場から〉

福祉サービスの利用に関しては、時代は、「措置から契約へ」という流れになっているが、措

置が残っている部分もあり、また根本的に、障害者の人間性が尊重された生活に対する支援を保障することについての公的責任、行政の責任（市場競争原理では対応しきれない要素があることは否めないはずである）は、表向きの利用形態が「契約」という当事者間の合意によるシステムになっても、消滅するものではない。その意味で、本件は、「措置」に関する訴訟ではあるが、現代の契約システムの時代においても、公的責任・行政の責任を考えていくうえで、一つの指標を示す判決と言える。

1 本判決が、入所措置そのものが一般的に人権制限的な性質を持つことを前提として明確に認めたとうえで、行政の具体的な入所措置判断が適法と言えるか否かについて、総論として、「合理性」という一般的・抽象的基準だけでなく、「知的障害者の社会参加と地域生活に関する利益に資するかどうかについて留意しなければならない」という、一定の具体的基準を示した点は、重要な意義を持つ。裏を返せば、「知的障害者の社会参加と地域生活に関する利益を適切に検討せずに入所措置決定をすることは違法な人権侵害行為である」と述べているに等しいからである。

ただ、本件事案に即した各論的な判断部分は要するに、知的障害者の生活を支援する側の力不足ないし福祉行政の力不足を、そのまま本人に責任負担させる形の結論になっており、不当である。とくに、「Xが入所施設を希望していた」旨認定されたことは適切でない。支援の不十分のために地域生活において困難な状況に追い込まれたXに対し、周囲は、その支援の不十分を棚に上げて、「入所施設以外に行く所はない」旨強迫していたに等しい状況があり、Xが自分の意向・希望を語れる状況ではなかった、というのが事実である。また、当時（1995年）の地域生活支援状況では仕方がなかったというのが判決の基本的論調であるが、事が人権（幸福追求権、自己決定権、居住・移転の自由など）に関わるものだけに、「仕方がなかった」で済まされる性質のものではない。そのような事の重大性に関する一般的認識の低さゆえに、95年当時だけでなく、現在に至ってもなお、行動力のある知的障害者に対する地域生活支援は到底十分とは言

えない（そのために入所施設に入れられてしまっている）場面が多いのである。

2 本判決が総論として、入所措置先の決定に関して、行政の自由裁量とせず、「不適切な運営がなされるであろう危険性を認識しえたこと」を条件として、行政の調査義務を明確に認めた点には積極的な意義がある。というのは、この論理で行くと、施設の不適切な運営について利用者・支援者側が日ごろから積極的に行政に情報提供しておく、行政は同施設を措置先として選択する際に相応の調査する義務を負わざるを得なくなる、と解されるからである。現在は、「措置」ではなく「契約」による施設利用が原則となっているが、法人の許認可や費用の面で、実質的には行政が知的障害者本人側に対し契約利用施設のメニューを提供している実態があるし、また、措置による部分が残っている場面もあり、本判決が上記のような条件の下に調査義務を明確に認めた意義は、現制度下においても大きい、と思う。

ただ、本判決の各論的な判断部分は不当である。本件「承諾書」に関しては、札幌育成園は一貫して「年金等を全額寄付してもらおう趣旨の文書である」旨を公言しており、1995年当時の東京都の権利擁護センター「すてっぷ」は同「承諾書」に一定の危険性を感じて本人の既存の財産管理状態を維持した経過があり、また、「承諾書」の存在・意味を検討するまでもなく、札幌育成園の「入所施設利用者の年金等全額寄付→これによる施設事業拡大＝知的障害者の利益に資する」という運営方針は少なくとも地元福祉関係者の間では「公知」に等しい状況であった。

3 本判決は、行政が、入所措置後においても、措置先の施設で不適切な運営がなされている実態を認識しえた場合には、措置解除の適否判断のための相応の調査義務を負う、ということを確認に認めており、この総論部分は上記1・2の総論部分同様、積極的な意義がある。この論理で行けば、本人・支援者側が、不適切な運営がなされている実態を認識しうるような情報を、措置権者たる行政に対し多数提供していけば、行政としては調査義務を負うことになるからである。

しかしながら、本判決が各論として、「本人の

意思表示がなかったので、行政は寿都浄恩学園の不適切な運営について想起しえなかった」、「日野市の行った3回の面接の内容・方法は不当とまでは言えない」と判断したことは極めて不当である。本判決の趣旨は要するに、知的障害のある本人に対し、施設を出ることに関する現実的な可能性が示されていない前提のもとで、近くに施設職員がいるような場所・状況下で、10分～15分の面接を6年間に3回行い、その結果として、本人が施設の運営上の不適切について語らなかった、だから東京都も日野市も寿都浄恩学園の問題性（財産横領・労働搾取）を想起しえなかった、というものである。上記のような粗末な面接の内容・方法とこれに基づく判断が果たして、給料の支払われるべき「仕事」と言えるものなのか、甚だ疑問である。本判決の当該部分は端的に、本件に関する東京都・日野市の担当者の配慮の無さ、力量不足、無責任な対応、怠慢について、「現実問題として仕方がない」と言っているだけにすぎない。

〈解説一福祉関係者の立場から〉

この判決を知ったら入所施設の経営者らはドキッとするに違いない。これほど明確に入所施設の「犯罪性」を指摘した判決は珍しい。被告になった札幌育成園はほかの入所施設に比べて特別に悪質なことをやっていたわけではなく、一部を除いて、多くの入所施設が大同小異のやり方してきたのだ。

まず、障害年金は、障害者本人の自立や社会参加のためにのみ使われるべきであって、親といえども生活費などに流用することが許されないことは言うまでもない。札幌育成園では全入所者の年金を父兄互助会経由で全額寄付させていた。判決では「このような園の態度は、障害基礎年金を横領したものとして、不法行為を構成すると評価せざるを得ない」と言う。障害者の更生のために国から多額の補助金を得て運営している施設が、さらに障害者の自立のための年金まで「横領」しているというのである。最近では改善されてきたと言われるが、過去には施設が障害基礎年金を管理したり、施設の傀儡のような父兄会が管理したりすることが当たり前のように行われていた。

また、原告の障害者は施設の中で更生のための作業として、野菜作りや鶏卵採取などをしていたという。判決は「園は相当金額の作業収益を上げていたのであるから……障害者の更生に必要な指導及び訓練といったことは次元の異なる、園にとって営利的な事業としての側面があったことも否定することはできない」と指摘する。実際、軽度の障害者を職員の補助のように使っている施設は多い。そもそも入所更生施設は障害者が地域で生活していくことができるように「更生」し、地域に出すことが求められているにもかかわらず、地域生活が十分できる障害者が入所施設で長期間あるいは一生暮らしているのである。

いったい何のための入所更生施設なのだろうか。障害者の自立のための年金を横領され、野菜づくりなどの作業をさせられて、収益は施設は施設が懐に入れる。まるで刑務所で労役を強いられているに等しい、と判決は言っているようである。福祉の世界で当たり前のことのようにして続けられてきたことが、法律というフィルターを通して見たら「犯罪」のように見える、というのは入所施設の本質を物語っている。

障害者の親たちは、親亡き後の不安から入所施設をつくってそこで障害のある子を保護してもらおうとする。そんな親の思いを受けて入所施設は建設され続けてきたと言えるだろう。ひとたび施設が作られれば、それを維持、運営することが優先されるようになる。施設で働く職員たちの生活のことも考えなければならなくなる。気がついた時には、施設運営のために障害者は年金を搾取され労役を強いられている。いったい、誰のための施設なのだろうか。



3 施設の搜索義務

千葉地裁平成11年3月29日判決
(平成8年(ワ)第38号損害賠償請求事件)
(判時1701号109頁)

〈事実の概要〉

自閉症であったAは、社会福祉法人Y(被告)が設置する精神薄弱者更生施設に入所して生活していたところ、平成4年3月14日朝に自室から行方不明となり、以後大規模な搜索にもかかわらず発見されずにいたが、12日後の同月26日、施設職員がボイラーの排煙のため煙突の下部に取り付けられた煤取り口を開けたところ、Aが焼死しているのが発見された。Aの両親Xら(原告)は、Aの死亡は行方不明後の施設の不十分な搜索の結果等であるとして、Yに対し、園生委託契約上の債務不履行に基づく損害賠償の訴えを提起した。

裁判においてXらは、「施設においては園生が行方不明になることも多く、園生の生命身体が危険にさらされることもあるから、園生が行方不明になったときには、Y職員は速やかに適切な搜索を行うべき注意義務を負うところ、これを怠った(搜索義務違反)」、「Yは、施設の設置者として、園生の生命身体に危険が生じることのないよう、必要な施設を設置管理すべき注意義務を負うところ、これを怠った(管理義務違反)」、「Yは、施設の設置者として、園生を監護し、その更生に必要な訓練指導を行うべき注意義務があった。特に自閉症者の行動様式等について十分に理解した上、個々の園生の行動をよく観察してその行動を予測するとともに、これに従った訓練指導を実施すべき立場にあったところ、これを怠った(監護指導義務違反)」などと主張した。

〈判旨〉

請求棄却。判決はAの死亡に至る経過について、考えられる仮説を証拠に照らして詳細に検討したが認定できず、結局Yの注意義務違反を論ずる前提となるAに対するYの払うべき注意義務の対象について立証がないとして、Xらの請求を棄却したが、仮に仮説の一つが事実であ

る場合のYの注意義務違反について念のため論じるとして、上記Xらの主張について次のとおり判示した。

「…を通じてAが煙突内に入り込んだ可能性までも考慮してここを搜索すべき注意義務をY職員が負うものであるか否かについては、…予見することは不可能というほかないから、煙突内部を搜索すべき注意義務をY職員に課することはできないというべきである。」「Xらは、…園生の生命身体に危険が生じることのないよう、必要な措置を講ずべき施設設置管理上の注意義務を負って…いたと主張する。この点については、確かに、Yは、園生の生命身体の安全を確保すべき一般的な施設管理上の注意義務を負うものということとはできる。しかし、Yは、…という措置をとっていたものであり、この点においてYに注意義務違反があるとはいえない。そして、…(仮説)は、通常これを予見することは不可能であったといわざるを得ないから、Yにおいて、そのような事態を念頭においてさらに何らかの施設管理上の措置をとるべき注意義務があったということとはできない。」「Aの園における日常生活において、同人が…という異常かつ危険な行動に及ぶことを予見させるような兆候が存在したことを認めるに足る証拠はない。したがって、Y職員において、Aの行動観察を怠り、危険行動に出る兆候を見過ごしたとの注意義務違反をいうXらの主張は、前提を欠き失当である。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 入所施設等では、障がいのある本人との利用契約を締結するにあたり、契約条項中に本人の安全・健康管理を盛り込む場合も多い。そうでなくとも、その性質上、契約に付随する義務として信義則上施設側に安全配慮義務が認められることは当然である。本件では、原告が立てた搜索義務、管理義務及び監護指導義務について

は、いずれも安全配慮義務の一内容あるいは同趣旨の義務と解されるが、施設において発達障がい者を有する者が行方不明になるケースは少なくなく、このような義務内容の設置は今後の訴訟においても参考になるであろう。そして、本判決はこれらの義務について、一般的な義務の内容としては認めているものと解される。ただしこれらの義務は、具体的状況に応じてその内容が特定されるものであることから、行方不明になった経過について全く証明ができないような場合には、本件の如く「注意義務の対象について立証がない」とされてしまう可能性はある。状況から可能性の高い仮説を立て、あるいは考えられる仮説を全て挙げることで、そこから導かれる搜索場所を特定し、あるいは事前に施設側が行うべき設備上・指導上の義務を特定するなどの努力が必要であろう。

2 本件でYは、Xらの監護指導義務の主張について、「自閉症者の行動にパターンがあってその行動を観察理解していればその行動は予測可能であるということは、一般にはいえない」と反論している。しかし、施設内の日常生活における指導ないし安全管理において、自閉症特有の行動様式や本人特有の行動様式に基づき、時間帯や時期あるいは特徴的な前提事象から本人の行動を予測し、事前に危険を回避するという行動は施設職員が日常的に行っているはずである。利用者が行方不明になることを回避するため、また、行方不明後の搜索に当たり、日頃から把握している利用者の行動様式等を十分に活用すべきことは当然であり、仮にこれらの把握が十分にできていないのであれば、利用者の生命身体を預かる者としてそのこと自体の責任を問われるべきであると考えられる。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

たしかに自閉症の人の行動は一般人からみて予測がつかないように思えることが珍しくはない。自閉症児・者が行方不明になり、警察を巻き込んで大搜索をしたところ、電車を乗り継いで東京から九州まで一人で行ったところを保護されたなどということは現在でも時々起きている。

施設内においても自閉症の人の行動に職員が

振り回されるというようなことはよく見られるのであり、不慮の事故に対してどのような対策を講じることができるのか、できないのだとすればリスクの高い人の利用を回避することができるのか、ということは施設を運営する側にとっては悩ましい問題であろう。

一方、自閉症の子を預ける家族にとってみれば、予測できない行動をする特性があり不慮の事故にあうリスクがあるからこそ専門性を備えた施設に預けるのであり、だからこそ施設には公費が投じられているのであり、一般的な注意義務しか施設が負わないとされたのでは納得できない、ということにはならないだろうか。しかも、本件の場合には施設を抜け出して行方不明になったのではなく、まさに施設の管理責任の範囲内である施設の敷地内で死亡しているのを発見されたのである。一般の感覚ではたしかに煙突の中に人が入るなどということは予測しにくいかもしれないが、自閉症の人の行動特性に詳しい立場からするとまったく予測できなかったことなのかどうかは疑問の余地がある。

また、真に予測できない行動だったのかどうかという点も疑問を呈する専門家はいるだろう。自閉症の人の生活歴や生育歴や日常の行動特性などを観察、分析し、個別支援の在り方を研究することを被告側施設は十分に果たしていたのだろうか。〈煙突の中に入りこんで亡くなるなんて誰も予測できるわけがない〉という一般論に引きずられて自閉症の人の行動特性を見落とし、自閉症の人を処遇する施設の注意義務を軽く見たのでは、自閉症の人の尊厳を貶め、施設の専門性の向上を図ることを放棄することにつながりはしないだろうか。

4 施設には利用者間のトラブルに関しても責任がある ——大島事件

平成14年1月29日 東京地方裁判所判決
(平成12年(ワ)第5845号)

〈事実の概要〉

Aは昭和39年生、「愛の手帳」3度と判定されている知的障害者であるところ、平成6年1月12日に禁治産宣告を受け、実父Bが後見人に選任された。Aは平成7年4月19日から平成9年6月16日までの間、X(被告法人経営。以下、本件施設という)本件施設に入所し、生活していたが、原告が本件施設に入所中に他の入所利用者から暴行を受けるなどしたことから、被告には安全配慮義務違反があったとして、慰謝料の支払を求めた事案である。

〈判旨〉

一部認容(控訴審にて和解)。

「原告は、……P又はQ(他の利用者)から、本件施設の入所中に少なからぬ回数の暴行を受け、負傷することもあった事実を認めることができる。」

「被告の設置運営にかかるXは、知的障害者更生施設として、利用者(知的障害者)を施設に収容し、その処遇を通して利用者の更生、自立を援護、指導するものであり、施設内において利用者が日常的な生活を営むものであるから、施設の設置運営者たる被告は、施設の利用者に対し、利用者が施設利用中に負傷したり事故に遭遇したりしないように配慮すべき利用契約上の義務(安全配慮義務)を負担しているものと解すべきである。」

「もっとも、上記のとおり、知的障害者更生施設の目的が知的障害者の更生、自立を援護、指導することにあることに鑑みれば、施設入所者においても集団的ないし社会的な生活や処遇が望ましいというべきであり、そのような処遇等を遂行する上で通常伴うような他の施設入所者とのいさかいのないしこれに伴う有形力の行使があったからといって、直ちにこれをもって施設運営者の義務違反を問うことはできないというべきである。(ちなみに、甲第8号証『精神薄

弱施設運営の手引き』では、〈施設の入所者の集団は、行動が一人ひとり違う人たちが構成されていることをまず銘記しておくことが安全管理の基本である〉としつつ、他方で、〈事故を思うあまりに、指導・訓練に積極性を失うことのないように努める。また、安全に対する指導に努める。〉〈安全を、いたずらに入所者の行動の制限により保持するのではなく、暖かい配慮のある工夫により保つことが望まれる。〉旨指摘している。〕

「本件施設の開所後間もなくの時期に発生した事故」については、「本件施設の入所者の性格、行動等について本件施設の職員が十分に把握できていたと認めることはできず、その他、本件施設の職員において当該態様の事故が発生することを予見し得たものというべき事情を認めるに足りる証拠はない。しかし、Q又はPによるその後の暴行は、長期間に及んでいたものである上、原告父が折りに触れて本件施設の職員に申告して注意を促していたこと等に鑑みると、当該暴行が、特にQによる暴行がその場所等において本件施設の職員による通常の監視によっては発見しにくいものであったとしても、その発生を十分に予見し得たものというべきであり、本件施設の職員としては、Qと原告との居室の位置を変更した上Qが原告と接触する機会を物理的に制限する等の対策を講ずることも可能であったとみられるのに、有効な手段を講ずることがなく、また、Pについても、対策を検討、指示していた事実は認められるものの、その実施において不十分であったというべきであり、以上の点で、被告には安全配慮義務違反があったというべきである。

〈解説—法律家の立場から〉

安全配慮義務とは、ある法律関係(例えば、雇用関係、在学関係)に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法

律関係の付随義務として信義則上一般的に認められるものである（最判昭50.2.25民集29巻2号143頁）。その具体的内容は、職種、地位及び安全配慮義務が問題になる当該具体的状況等によって異なる（前記同判例）。

施設利用者間のトラブルに関する、施設的安全配慮義務については、類似例として学校事故に関連する裁判例は多いが、主として事故発生の予見可能性が論点になる（実務判例「解説学校事故」（伊藤進・織田博子著、株式会社三省堂発行）参照）。

本件は、障害者への福祉サービス提供がいわゆる「措置」によって提供されていた時代の裁判例である。しかし、「契約関係類似の義務」として施設の利用者に対する安全配慮義務を認めている。福祉サービスの提供・利用関係に付随する義務と認定されたわけである。「契約」による福祉サービス提供が一般化している今日においては、本裁判例の趣旨はより確実にあてはまるものと思われる。すなわち、契約書等に何らかの記載がなくても、施設は、利用者間のトラブルに関して、一定の要件のもとに、法的な責任（安全配慮義務）を負う場合がある、ということである。

そして本判決は、その要件に関して、〈集団的ないし社会的な生活や処遇を遂行する上で通常伴うような他の施設入所者間のトラブルが生じても直ちに施設運営者の義務違反を問うことはできない〉としつつ、〈長期間に及ぶトラブルで、施設の職員に注意を促されていた状況があり、トラブルの発生が十分に予見し得たものであり、居室の位置を変更して、トラブル当事者たる利用者間の接触機会を物理的に制限する等の対策を講ずることも可能であったのに、有効な手段を講じなかった（対策を検討、指示しても、その実施で不十分であった）場合〉には、施設が利用者間のトラブルについて法的な責任（安全配慮義務）を負うものとしている。

理論的には当然とも言えるが、現実的には、特定の施設利用者間の人間関係において、トラブルが継続的に起きることはよく見られること（いわゆる相性の問題もあろう）であり、そのトラブル解消の対策実施を怠って、「利用者間の問題だから」と思って安易に放置していると、施

設が法的責任を問われることがある、ということを確認した裁判例として、有意義な裁判例であると思われる。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

施設の中で障害者が職員から体罰や虐待を受けたという場合よりも、利用者間のトラブルで負傷した、精神的なダメージを負った、通所できなくなったというケースの方が日常的によく聞かれる。どのような集団でも相性の悪い人との行き違いや感情的なもつれは付きものなのだが、知的障害のある人のように当事者間で問題を解決することが難しく、また、ささいなことが施設利用を断念せざるを得ないような状況に直結しかねないことはよくある。

また、利用者間のトラブルの場合、加害者側の障害者にもさまざまな問題があるからこそ施設を利用しているのであり、単に当事者間のトラブルのみ取り上げて、〈加害者＝悪〉と決めつけて施設利用の中止などのペナルティを課することが妥当だとは思えない。措置時代から、入所施設の中には行動が乱暴だったりして手間のかかる障害者は敬遠し、処遇が楽で管理しやすい障害者を選んで入所するようはたらかけていたところが現実にある。契約制度になってからは行政による指導はあるとはいえ、さらに巧妙にこうした傾向が強くなったとの観測もあり、入所者間でトラブルを起しやすような障害者は施設から敬遠されがちになる。むしろ良心的な施設ほどこうした手間のかかる障害者を受け入れることになり、トラブルが起きたからといって利用を中止するわけにもいかず、結果的に被害者側ががまんをする・泣き寝入りをする、ということになりやすいと言えるのかもしれない。

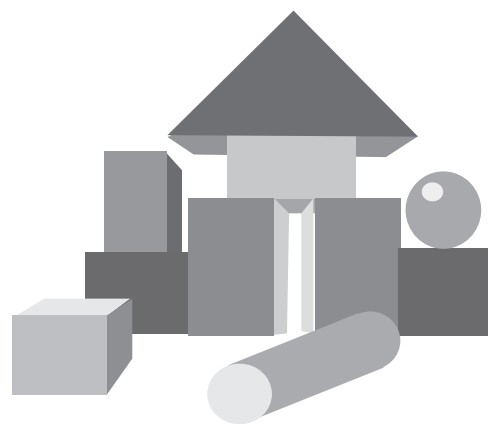
しかし、被害者にとってみれば理不尽なことではないか。障害者は施設などの福祉サービスを受ける際に、権利侵害を受けないこと、適切なサービスを提供されることを権利として持つはずである。そのために利用者負担だって払っているのだ。利用者同士のトラブルが私人間の紛争のように扱われ、施設の管理責任が棚上げされて泣き寝入りを強いられるのはやはり納得できないというべきだろう。加害者側の障害者

にどのような事情があるのか、どのような障害特性があるのかを把握して適切な支援を行うのは施設の責任であり、そのために他の利用者の権利が侵されるような事態が生じたのであれば、当然に施設の安全配慮に何らかの問題があったと考えざるを得ない。

本件の場合には加害者からの暴行が過去に何度もあったことを施設職員が知っており、記録にまで書いてありながら適切な処置を怠ったというもので、到底施設の安全配慮義務が免れるはずがないだろう。

〈参考文献〉

「民事要件事実講座」第3巻（総括編集者伊藤滋夫、株式会社青林書院発行）p482～p502「安全配慮義務」（高橋讓論文）、実務判例「解説学校事故」（伊藤進・織田博子著、株式会社三省堂発行）、民間社会福祉施設運営の手引（東京都社会福祉協議会編集）



5 「施設なら安心・安全」は神話です ——七生福祉園事件

東京地裁平成16年11月18日判決
(平成15年(ワ)第21846号)

〈事実の概要〉

Aは、約18年間、七生福祉園（現在は東京都社会福祉事業団が経営している知的障害者更生施設）の入所利用者であったが、同園入所利用中、入浴中に浴槽内で溺死した。

Aは30代半ばの男性で、「愛の手帳」3度の知的障害者であった。Aは「レボトミン」名の向精神病薬を継続的に服用しており、その副作用と思われる「眼球上転発作」がしばしば生じていた。眼球上転発作が生じると、Aは動きを止めるか、緩慢にしていたが、意識の低下については顕著には見られなかった。なお、Aには「てんかん発作」もあるとされていたが、Aにおいては本件事故当時、「てんかん」による発作と断定できるような症状はなかった。

Aは約18年もの長期にわたって七生福祉園に入所していたので、七生福祉園職員らは同人の生活実態、障害や発作の特性、投薬内容などについて熟知していた。そのようなAについて、「入浴時」という危険が十分に予想される生活場面で、本件死亡事故は発生した。

なお、七生福祉園においては、本件発生の1年9月前にも、利用者の死亡事故が発生していた。利用者の死亡事故が発生してから2年も経過していない時点で、「入浴時」という、危険性が十分に予想される生活場面において、再び死亡事故が発生したわけである。

〈判旨〉

請求棄却。

「Aについては、……七生福祉園の職員の介助を受けることなく単独入浴を行うことができていることに照らすと、その単独入浴が直ちに溺死につながると予見することはできないから、他に、入浴時の溺死を予見させるような特段の事情がない限り、……七生福祉園の職員が、Aと一緒に入浴し、これができないときは、5～10分ごとにAの入浴状況を目で見確認する

か、少なくとも5～10分ごとにAに声を掛ける必要があったとは認められず、被告ないし七生福祉園の職員にかかる義務があったということとはできない。」

〈解説—法律家の立場から〉

要するに、「Aは身辺自立度が高く、眼球上転発作時にも意識障害はなかったのだから、職員らとしては、身長170センチのAが、深さ60センチのフロで溺死することなど、予想できなかった。」というのが裁判所の判断である。「入所施設に法的に要求される安全配慮のレベルはその程度である。」というのが裁判所の判断である。

しかし、「入浴」は施設生活において最も危険な場面であり、そこではどのような突発事故が起きるかわからない。それゆえ、支援のプロである施設・職員は予期せぬ事態の発生に備えて最大の緊張と注意を払うべきである。それが福祉界の常識と思われる。しかも七生福祉園は、元都立施設であり、人員的には決して恵まれていない施設ではない。Aさんの入浴は、いわゆる「カラスの行水」で、せいぜい10分程度で入浴を終了するのが通常だった、という。Aさんの眼球上転発作は、街を歩いているときに突然発生することもあった、ということだが、Aさんはしばしば1人で街に出て、普通かかる時間の倍くらいの時間がかかって帰園していた、という。また、施設内のフロで溺死したのに、死因は見当もつかない（つけようもしない）、解剖もしない、という対応は、福祉の専門性の否定ではないか。

入所施設は確実に自宅よりも危険である。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

もしも保育園や幼稚園で子どもがプールで溺死する事故があったらどのようなことになるだろう。マスコミは保育園や幼稚園の管理や運営

に何らかの手落ちがあったのではないかと追及し、その声に押されて警察当局も管理責任がなかったかどうか捜査を始めるかもしれない。刑事責任は問われなくても、行政当局は何らかの処分や再発防止について対応を迫られるだろう。被害にあった園児の親は管理者を相手に損害賠償請求訴訟を起こす可能性も高いのではないだろうか。

ところが、この七生福祉園事件が発生した際はこのような世間の反応は一切起きなかった。被害者の親ですら、長年施設にお世話になったのだからと抗議どころか原因の究明すらしようとはしなかったのである。

〈可哀そうな障害者の面倒を見ている奇特な人々〉。知的障害者の施設で働く職員たちはこのような目で見られてきたのではなかったか。親は知的障害の子が生まれてから、自らの中にある障害への偏見によって不幸を背負った不運を恨んだりするものである。親戚や知人らから心ない言葉を投げかけられたり、善意ではあるが神経を逆なでするようなアドバイスに傷つけられる。行く先々で好奇の目を向けられ、なんとなく汚いものを扱うような空気を感ずることもよくある。

そのような日々の経験が、障害のある子を預けた相手に対して過剰に恩を感じ、無意識のうちに卑屈な態度にさせるのである。施設内での体罰や虐待が発覚した時、保護者たちは被害にあってはいるわが子を守るのではなく、わが子を傷つけている施設を擁護する立場に自らを置くことがままあるのはそうした事情を抜きに考えることはできない。

しかし、どんな親だってわが子が傷つけられて心中穏やかでいられる人はいないはずである。ましてや施設の風呂の中で溺死したことに對して、何の疑問も怒りも感じないわけがない。本件は被害者と生前交流のあった知的障害の仲間やその支援者らの働きかけによって、被害者の親が本来感じるであろう施設に対する疑問や怒りに目覚め、訴訟につながったケースである。

てんかん発作があり、そのための薬を常時服用している障害者にとって風呂は最もリスクの高い場所であることは障害者福祉に携わっている人の間では常識であろう。18年間にわたって事故がなかったからといって、こうした注意を

払うことを怠った施設の責任は重く思わざるを得ない。入所施設の専門性とはいったい何なのだろう。このような事故の責任が不問に付されるのであれば、何のために公費を施設に投じて障害者の福祉を委ねているのだろうか。裁判所も〈可哀そうな障害者の面倒を見ている奇特な人々〉という幻想に惑わされているとしか思えない。こうした幻想は障害者の人格を否定するところに生まれるのである。

6 教育現場における安全配慮義務

大阪地裁平成17年11月4日判決

(平成15年(ワ)第4510号損害賠償請求事件)

〈事実の概要〉

X(原告)は、自閉症の特徴を伴う広汎性発達障害及び精神発達障害を原因とする中軽度の知的障害を有し、本件当時6歳であった。Xは極度の偏食があったため、保育園通園当時、給食を無理強いする食事指導がトラウマとなり、PTSDを発症していた。X母はXが本件小学校に入学するにあたり、校長やB教諭らにそれまでの経緯とともに、Xが極度の偏食であること、強制はしてはならず本人がやりたいと思うまで待つべきこと、担任との信頼関係が一番大切であることなどを伝えた。また、B教諭らはXの入学前にX宅を訪問したり、Xと面談したり、Xが通園していた知的障害児施設に訪問して配慮事項について聞き取りをするなどしていた。その後、B教諭らからA教諭とC教諭が引き継ぎを受けたが、A教諭はXが保育園時代に虐待を受けたと認識したものの、給食についての配慮を認識していなかったため、A教諭による給食の無理強い(Xのスプーンにおかずを乗せて食べることを勧めるなどの給食指導)がなされ、Xが不登校に至り、PTSDが再発した。

そこでXは、A教諭及び校長の安全配慮義務違反等を理由に、これらを監督する大阪市に対し損害賠償請求の訴えを提起した。また、XはPTSDの再発により本件小学校に通学することができなくなったため指定外就学を申請したものの、教育委員会がこれを拒否したため、Xは同措置を裁量逸脱行為として、教育委員会を設置する大阪市に対しても損害賠償を求めた。

〈判旨〉

一部認容(校長の安全配慮義務違反を認めた)、一部棄却(確定)。
「A教諭は、Xが広汎性発達障害であることは認識していたところ、Xの偏食がその発達障害によるものである可能性は認識すべきであったというべきである。しかしながら、この点を考慮

に入れたとしても、当時のA教諭の認識内容等……において、A教諭が……おかずをスプーンに載せて勧めることが、無理に食べさせることになり、後記のようにPTSDを発症した状況を再体験させることになるとの認識を持つに至ることは困難である。そして、このような認識のない状態で、前記のような給食指導をすることは、適法な範囲を超えるものとはいえない。」
「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負うところ、障害等を有する児童については、より細やかな配慮を必要とし、また、配慮すべき事項は個々の児童によって全く異なるのであるから、前記のような学級保障の体制を採用する以上、学校長は、当該小学校を管理する者として、障害等を有する児童を普通学級に受け入れて指導するに当たり、保護者から当該児童について配慮すべき事項を十分に聞き取り、当該児童を受け入れる普通学級の担当教諭はいうまでもなく、当該児童の指導を補助すべき養護学級担当教諭が、当該事項をそれぞれ知り、また、各教諭間において十分な連絡がなされる体制を確立すべき義務を負うというべきである。」
「以上の事実関係のもとにおいて、本件小学校長としては、単に、Xの保護者である母親の説明を聞くにとどまらず、学校側から、さらに詳細な聞き取りを積極的に行い、Xの状態を把握して、各教育現場において注意すべき事項を体系立てて整理し、自閉症の児童の特徴等と併せて、学級担任、養護学級担当教諭に周知する体制を整える義務を負っているというべきである。しかしながら、実際には、B教諭らは、母親やこどもの家の園長、保育士から説明を受けたにとどまり、聞き取った事項についても、A教諭らに十分な引継ぎはなされなかった。また、A教諭は、自閉症の児童の特徴についての知識を有していなかった。よって、本件小学校長には、Xの状態、配慮すべき事項について、

十分な聞き取りを行い、自閉的特徴と併せて、A 教諭らに周知する体制を整えるべき義務があるのにこれを怠った過失があるというべきである。」

「母親は、本件小学校に対し、単に……などを抽象的に説明するにとどまらず、……X が PTSD に罹患しており、どのような状況でフラッシュバックやパニックを起こすかということ等をより具体的、詳細な説明をすべきであったというべきである。以上から、本件においては、母親の本件小学校に対する説明が十分になされなかったことも X の PTSD の悪化に寄与しているというべきであり、6 割の過失相殺を認めるのが相当である。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 本判決は、一般的な安全配慮義務を前提として、「障害等を有する児童については、より細やかな配慮を必要とし、また、配慮すべき事項は個々の児童によって全く異なる」ことを理由に、学校長が、保護者から当該児童の配慮事項を十分に聞き取り、担当教諭間に周知させるための体制を確立する義務を負うと判示した。個別情報の引継ぎの重要性を再認識させられる判示であり、かつ学校長にかかる体制の確立を要求した当該判決の意義は大きい。また、その内容は単に聞き取った事実の情報交換だけではなく、担任が自閉症の児童についての知識を有していなかったことに着目し、自閉的特徴も併せて教諭らに周知する必要があったにもかかわらずこれを怠ったと結論づけており、学校長としての個々の児童の障害特性に応じた指導ないし研修を義務づけているものと解される。学校側がとるべき措置の前提として障害に関する知識を備えている必要があるとする点は、当然のことではあるものの、裁判所が障害について理解をした上での判断として大変評価できるところである。

2 2006 年 12 月 13 日、国連では障害のある人の権利に関する条約が採択された。ここでは障害のある人に対して他の者との平等を基礎として権利享有及び行使の機会を確保するための必要かつ適当な調整等である「合理的配慮」が規定され、教育の項（24 条）でもまた「個人が必要とするものに対する合理的配慮」を確保する

ことなどが要求されているところである。本判決は、安全配慮義務について論じているものの、「障害等を有する児童については、より細やかな配慮を必要とし、また、配慮すべき事項は個々の児童によって全く異なるのであるから…」とするように、その内容は X の障害特性やこれに基づく個別事情を相当程度考慮した上で構築されており、その意味でかかる合理的配慮義務の概念の趣旨を取り入れたものと評価できる。

3 X は、この件を機に人形に対して無理やりご飯を口に入れて食べさせようとする遊びを頻繁にするようになり、PTSD を再発させ、また、本件小学校には行けなくなりフリースクールに通うに至った。母親は判決後、次のように述べている。「今回の判決を受けて、学校等で、息子のような目に遭っている子どもたちが、少しでも減ってくれればうれしいです。無理な社会の中で幼少時代を過ごし、少年期に犯罪を犯してしまった発達障害児を、世間は責めることしかしない世の中で、少しでもそういう子どもたちを創り出さない社会の風潮が生まれてくれたらと、人形を痛めつける息子の姿を見るたびに思っています。」今回の判決が、障害のある人への配慮を正面から要求した意義は、当事者にとっても大きなものであったといえるであろう。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

自閉症という障害をめぐっては「親のしつけが悪い」「親の愛情が不足している」などの間違った考え方が古くからあり、それが自閉症児の家族を追いつめ、傷つけてきた。さすがにこのような誤った知識は現在では払しょくされたと言われてはいるが、本件のような事案を見るとはたしてどうなのだろうかと考えてしまう。障害のない子のしつけや教育を基準に考えていたのでは、自閉症児に対して的確な対応をすることは無理である。

本件も教諭らは自閉症児の偏食とその対応に対して、障害のない子にみられる偏食という概念から離れることができていなかったのではないと思われる。だから、それを親からの聞き取り聴取で受け止めていたにもかかわらず、重く受け止めずに連絡に齟齬をきたしていたのではなかったか。教諭らにとってみれば、そんな

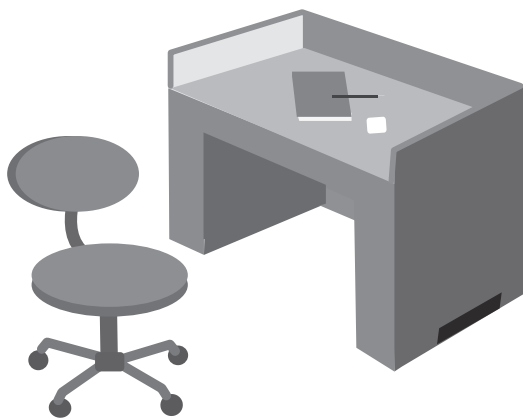
に無理強いして食べさせたのではなく、スプーンにおかずを載せて食べるよう勧めただけだと思っているのかもしれない。判決でも「前記のような給食指導をすることは、適法な範囲を超えとは言いがたい」と言う。しかし、障害のない一般の児童に対する給食指導を基本にした考えに捕らわれているからそのような判断に陥るのであって、自閉症児に特有な反応としてみられる、特別なものへのこだわり、フラッシュバックなどへの理解を欠いているとしか思えない。

特別支援教育の理念は、発達障害のような特別な配慮の必要な子どもへの教職員の理解を進めて、より統合された教育環境の中で個別支援を受けられるようにすることではなかったか。ところが、特別支援教育が始まってから、特別支援学校（養護学校）への希望者が殺到して生徒があふれ返っているのが現状だ。

特別支援学校（養護学校）が自閉症などの発達障害児の教育に万全の体制を敷いているとは到底思えないが、本件のような普通学級における無理解の現状を見ると、特別支援学校を求める親の気持ちが分かるような気がする。

〈参考文献〉

辻川佳乃『給食無理強い』賠償命令!』手をつなぐ
2006年1月号



7 使用者の安全配慮義務① ——小西縫製工業事件

大阪高裁昭和58年10月14日判決

(昭和58年(ネ)第432号、1040号損害賠償請求事件)(労判419号28頁)

〈事実の概要〉

Aは、IQ65ないし70程度の知的障害を有し、養護学校卒業後、製綿・縫製加工等を業とするY会社(被告・控訴人)と雇用契約を締結し、同社内にある従業員寮に入寮し住み込みで敷地内の工場で働いていた。

昭和53年12月30日、Y会社は年末年始の休暇に入ったが、Aは帰宅する場所がなかったため、会社はAが寮で休暇を過ごすことを許可していた。同日、寮内にはA一人が残っていたところ、Aの部屋から出火し、たまたま工場内で作業をしていた従業員Bが警報ベルにより現場に駆けつけ、消火活動に当たるとともに、未だ火勢が強くない段階でAに対し具体的な出口を指さし外に出るように指示したが、Aは一旦外に出たものの別の場所に立ち戻り、その場で焼死した。

そこで、Aの両親であるXら(原告・被控訴人)は、Y会社の履行補助者である従業員Bが避難の指示を与えるだけでなく、Aを連れ出したり避難を確認するなどをしなかった過失があるとして、Y会社に対し、安全配慮義務違反に基づく損害賠償を請求した。一審(京都地判昭和58・1・31)はXらの請求を認容したため、Y会社が控訴。

〈判旨〉

原判決取消し、棄却。

結論としては、当時の火災の状況やAの特性を理由に、従業員Bが消火活動を中止してAを外に連れ出す義務はないとしてYの責任を否定したが、一般論としては次のとおり判示した。

「一般的に、使用者は労働者に対し、労働契約又は雇用契約に付随する信義則上の義務として、その生命、健康を危険から保護すべき義務があり、その具体的内容は当該契約における契約内容、労働者のおかれている具体的状況に応じて決定されるべきものであるところ、本件の如く、精神薄弱者が会社敷地内の寮に住込みで稼働す

る場合には、精神薄弱者は正常者に比較して判断力、注意力、行動力が劣るものであるから、会社施設の火災など不測の事態が発生したような場合、それが仮令休暇中当該寮から発生したものであっても、精神薄弱者の生命、身体を危険から保護するため、その精神薄弱の程度に応じた適切な方法手段によって安全な場所に避難させ、危険を回避することができるようにする安全配慮義務があるというべきである。」

〈解説—法律家の立場から〉

安全配慮義務とは、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負担する義務とされているが、この点のリーディングケースとなった最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決(民集29巻2号143頁)もまた「安全配慮義務の具体的内容は……安全配慮義務が問題となる当該具体的状況によって異なるべきもの」としている。

本件の判示内容では、火災の具体的状況や現場の地理的状況が明らかではなく結論について言及することは適切ではないと考えているが、一般論として、知的障害の特性を踏まえた安全配慮義務を要求したことは有意義である。

また、知的障害のある人で社内の寮に住込みで働く人たちは多く、身寄りがなくあるいは高齢で休暇中に帰るところがない人たちも多い。本判決が、会社施設の火災など不測の事態が発生したような場合は、それがたとえ休暇中であつたとしても会社の安全配慮義務の範疇にあるとした意義は大きい。

あくまでケースバイケースであるが、本人の避難を最終的に確認するまで安全配慮義務は免れない場合も少なくないであろう。また、そもそも避難訓練等が適切に実施されていたか、消火・避難設備が整備されていたか、休日の見守

り体制が管理されていたか等も安全配慮義務の内容として捉えられるべきであり、ここにも障害の特性を十分に踏まえた高度な義務の構築がなされるべきである。

いく責任がある。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

戦後の焼け跡から復興期にかけて、軽度の知的障害の人たちは地域の中小企業の経営者たちが職親となって働く場と生活する場を提供されてきた面が大きい。安い給料ではあるが住み込みで働き、飢えや雨露をしのいできたのである。公的な障害者の福祉制度などほとんどなかった時代、こうした篤志家によって障害者が守られてきたことは否定できない。

ただし、中小企業に住み込みで働く知的障害者は高度成長からバブルを経て現在に至るまで相変わらず多く見られ、公的な障害者福祉制度がそれなりに充実してきても、相変わらず昔ながらの劣悪な労働環境や住環境で賃金も安いままに抑えられてきたところが多い。アカス紙器事件やサングループ事件などにみられるように、障害者雇用を進めるための助成金制度や優遇措置制度を悪用し、障害者の賃金や年金までもピンはねしている事例がいくつも明らかになった。

チェック機能が働かず、障害者の家族の側も働く場や住まいを確保してもらえるだけでありがたいという思いに縛られて、少々のことには目をつぶって来たのではなかったか。行政当局もそうした家族の態度をいいことに障害者本人の権利を守る努力を怠ってきたと言える。

本件のような年末年始の休暇中の火災という不測の事態に対して会社側がどの程度の安全配慮義務があるかを問われたケースは珍しい。火災があった昭和53年という時代状況、障害者福祉のレベルを考えると一審が原告の請求を容認したことは評価に値する。現在は障害者を雇用する会社にはさらに助成制度や優遇措置が充実してきているのであり、それに見合うだけの高度な安全配慮義務が要求されてもいいのではないか。障害者自立支援法は障害者の一般就労を進めてきた。障害者を福祉を受ける立場から、働いて税金を払う立場へと変えていこうというのであれば、行政当局にも企業で働く障害者の権利を守るための制度やチェックを充実させて

8 使用者の安全配慮義務②——Aサプライ事件

東京地裁八王子支部平成15年12月10日判決
(平成13年(ワ)第1742号損害賠償請求事件)

〈事実の概要〉

知的障害を有するA(42歳)は、リネンサプライ等の経営等をするY1社(被告)に雇用されI事業所に勤務していたが、平成12年3月24日、Y1事業所内に設置された業務用の連続式大型自動洗濯・乾燥機に洗濯物が詰まったため、Aが機械内に入り詰まった洗濯物を取り除いたところ運転が再開されたためAは機械に巻き込まれ、頭蓋内損傷等の傷害を負い、これが原因で同月28日に死亡した。

そこで、Aの親であるXは、Y1社の代表取締役であるY2(社長)及びY3(副社長)に対し、同人らがAに対しAが本件機械を操作するに際してその生命・身体に危険を生じさせないように安全に配慮し、必要な措置を講ずべき義務を負っていたのにこれを怠ったとして、民法709条に基づく不法行為を負い、また、Y1は、旧商法261条3項、同法78条2項、民法44条1項に基づき、Y1の代表取締役であるY2及びY3の不法行為につき責任を負うとして、本件訴訟を提起した。Yらは、Aの経歴・能力からすれば機械操作を理解し緊急時に一人で対応できた、本件機械の瑕疵はYらはもちろん機械メーカーでさえ知らなかったなどと主張した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。

「Y1社は、Aとの雇用契約に基づき、Aに対し、労務を提供する過程において発生する危険からAの生命及び身体を保護するように配慮すべき安全配慮義務を負う」

「Y2及びY3の地位及び担当業務の内容、Y1社の規模、I事業所・工場のY1社の業務における重要性、Y2及びY3のI事業所・工場の業務への関与の度合い等に鑑みれば、Y2及びY3は、Y1社の代表取締役としての職責上、Y1社において、労働者が職場において安全に労務を提供することができるように、人的・物的労働環境

を整備すべき安全配慮義務を負っていたものというべきである。すなわち、Y2及びY3は、Y1社の労働者たるAに対し、AがI事業所・工場で作業に従事するにつき、その生命・身体に危害が及ぶことがないように、機械設備その他の物的設備を整備し、管理者をして工場内を巡視させる等工場内の機械設備や労働者の行っている作業方法等に危険がないかを確認し、危険を見いだした場合にはこれを防止するために直ちに必要な措置をとるなど安全管理態勢を整備し、また、担当する機械の取扱方法、作業手順、機械の仕組み、洗濯物が詰まるなどのトラブル時の対処方法、作業上及び安全上の注意事項等について安全教育を行い、緊急時に適切な指導・監督を受けられるような人員配置や人的なサポート体制の整備等を図るべきであった」「とりあえずひととおり、機械の運転方法について説明したのみで、自動洗濯ラインの仕組みやトラブル時の対処方法、作業上及び安全上の注意事項については、何ら具体的な説明・注意を行わなかった。また…Aが…機械操作にも習熟していたとはいえ、慣れていないことや予期せぬトラブルに臨機に応じて対処することが能力的に困難であると認識していたのであるから、Aを作業に従事させるについて、Aがトラブル時に適切な指導、監督を受けられる体制を整える必要があった」「Y2及びY3は、……Aに対する安全確保のための配慮が欠けていたことについて過失があるというべきである」

「Aは、……長年にわたり洗濯主任の地位にあって……相当の能力を有していたことに照らせば……そして……Yらの安全配慮義務の懈怠の内容等を考慮すれば、Yらの過失割合は8割、Aの過失割合は2割と認めるのが相当である」

「Aは、平成10年度には233万9486円、平成11年度には224万4858円の給与を得ていたが、これは……労働基準法等関係法令に基づいて適正に算出される金額よりも低額のものとなって

いたと認められる。……そして、前記認定の A の経歴、A の労働者としての能力、A の Y1 社における職務内容、勤続年数、実際に Y1 社から得ていた給与の額、Y1 社が労働基準法等関係法令に従って賃金を算定していたならば A が得られたであろう賃金の額等を総合考慮すると、A の逸失利益算定の基礎収入は、賃金センサス平成 12 年第 1 巻第 1 表、男性労働者・学歴計・中卒の 40 歳ないし 44 歳の平均収入である 482 万 6000 円の 7 割に当たる 337 万 8200 円とするのを相当と認める」

「A は、知的障害者の社会的自立を目指す本人活動の会である S 会を立ち上げ、同会で中心的に活動し……自らの意見を積極的に外部に表明し、周囲の人々にも影響を与えるなど、意欲的に生活していたこと、A には、交際している女性があり、本件事故当時、結婚を念頭においてまじめに Y1 社で働いていたこと…本件事故の態様、A の受傷状況及び受傷内容、Y1 社における A の勤務態度が責任感が強くまじめなものであったこと、A が X らを扶養する一家の支柱であったこと、その他本件に顕れた一切の事情を考慮すると、……精神的苦痛を慰謝するためには、合計 2600 万円をもってするのが相当と認める」

〈解説—法律家の立場から〉

1 使用者の障がい者に対する安全配慮義務が争われた事案はこれまで殆どなく、本判決は知的障がい者の労災死亡事故で経営者側の責任を認めた初の判決と評価されている。本判決を検討することの意義について、後記文献の小西氏は次のように述べている。「障害者雇用制度は…『障害者の雇用促進』においては一定の成果をあげてきたという。しかしその反面、障害者に対する労働権保障の理念や基本的な就労のあり方、労働者としての尊厳をベースにした均等な機会および待遇確保のためのルール作りが棚上げにされてきたことが指摘されている。本件のような知的障害を有する労働者の死亡事故が中小企業で発生している現状をみると、雇用率制度それ自体からは、安全な職場環境の構築という考え方を導くことは難しいという限界を指摘することができる。厚生労働省は、『障害者雇用対

策基本指針』において、企業が障害を有する者を雇用する場合に配慮すべき事項に関する『指針』を示している。現実の職場においてこの指針の趣旨を活かすためには、実際に企業においてどのような問題が生じているかを、裁判例の分析を通じて検討する必要がある。」

2 本件では、会社代表者の安全配慮義務の内容を特定するにあたり、知的障がいに対する配慮を踏まえた義務内容を設定していることが注目される。これは、判示中「慣れていないことや予期せぬトラブルに臨機に応じて対処することが能力的に困難であると認識していたのであるから…トラブル時に適切な指導、監督を受けられる体制を整える必要があった」というあてはめ部分に顕著に現れている。この点、前掲小西氏は、「本件判旨は、A の『労働者』としての側面と『知的障害を有する労働者』という双方の側面から、労働者一般に対する安全配慮義務にプラスして、知的障害を有する労働者に対して緊急時における特別な安全配慮義務を認め定式化したものではないか」「本件判旨は、使用者に対する安全配慮義務の内容を一律に定めるという方法ではなく、障害を有する労働者の障害の程度により、個別にその内容を検討するというスタンスに立つものと考えられる」と評価する。本判決は、本人の能力に着目して安全配慮義務違反を認めないというアプローチではなく、障がい特性を十分に踏まえた安全配慮義務の設定と検討を行い義務違反を認めた上で、本人の能力は過失相殺という形で処理している点で（しかも本人の過失割合は低い）、大変参考になる事案である。このような判決のアプローチは、アメリカの ADA や国連で採択に至った障害者権利条約の合理的配慮義務の趣旨と軌を一にするものであるといえよう。

3 また、本件では A の経歴や能力、本人活動歴などを含む生活状況を踏まえて相当額の逸失利益や高額な慰謝料が認められていることが非常に有意義である。特に逸失利益に関しては、労働基準法等関係法令に違反していたという本件個別事情はあるものの、A の「労働者としての能力」に着目していることが興味深い。障がいであろうと、一定の配慮の下で労働者として高い能力を発揮する者は多い。本判決はこのよ

うな点に着目して、逸失利益算定の基礎収入として同年代の平均収入を採用しており（なぜその7割としているかは不明であるが）、今後の事件処理にもたらず意義は大きいと考えられる。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

一般の会社で働いている障害のある人の中には、障害のない従業員と同等以上の高い労働能力を発揮している人も多いが、彼らはそうした能力に見合う賃金を得ているのだろうか。特に知的障害のある人の場合、障害があるというだけで値踏みされて不当に低い賃金に甘んじていると思われる人が少なくない。あたかも知的障害があることが「劣った存在」と決め付けられるようにも思われる。障害のある人の損害賠償請求訴訟でも裁判所はまともな逸失利益を認めようとはしないということが過去にいくつかあった。

そういう意味で本件判決が障害のあるAの賃金について「労働基準法等関係法令に基づいて適正に算出される金額よりも低額のものとなっていたと認められる」として逸失利益を「中卒の40歳ないし44歳の平均収入である482万円6000円の7割に当たる337万8200円とするのを相当と認める」と判断したことの意味は大きい。

また、被害にあったAは社会的自立を目指す本人活動の会であるS会を立ち上げて中心的に活動していたこと、交際していた女性と結婚を念頭に置いてまじめに働いていたこと、Aの収入が家族の生活を支えていたことなどを考慮して、「精神的苦痛を慰謝するために合計2600万円をもってするのが相当」と判断したことも高く評価したい。

わが国の知的障害者福祉といえば主役は母親だったと言える。全日本手をつなぐ育成会という全国組織は戦後、知的障害の子を持つ3人の母親が手を取り合って立ち上げたということからもうかがえる。ところが、欧米では80年代ごろから知的障害者本人が自らの権利を社会的に主張する機会が増えてきた。それにならってわが国でも「本人の会」が作られるようになってきたが、S会というのはそうした知的障害者の本人の会の草分け的存在である。本件のAはま

さにS会の初代代表で、わが国の知的障害者の本人活動のリーダーであった。そのようなAがこのような低賃金で働いていたこと自体が驚きでもあった。

Aは知的障害ゆえに慣れていないことや予期せぬトラブルに臨機応変に対処することが能力的に困難であると会社は認識していたという。だから賃金は低くても良い、逸失利益も少なくても良いと思うのではなく、だからこそ「トラブル時に適切な指導、監督を受けられる体制を整える必要があった」と断じた判決は、障害者の雇用を進める上で大きな意味がある。



9 法定雇用率

東京地裁平成15年5月16日判決

(平成14年(行ウ)第130号行政文書不開示決定取消請求事件)

(判例集未掲載)

〈事実の概要〉

X(原告)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)に基づき、東京労働局長(被告)に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)上作成された平成12年度「雇用率未達成企業一覧」及び「障害者雇入れ計画の実施状況報告書」の開示請求を行ったところ、会社名、労働者数、不足障害者数、身体・知的の別、重度・軽度の別等が「公表は企業への社会的制裁になるので不適当」として不開示とされた。

そこでXは、東京労働局長がなした本件不開示決定は違法である旨主張して、不開示部分の取消しを求め提訴に及んだものである。なお、本件決定は本訴提起後に厚生労働大臣の裁決によって変更され、当初不開示とされた部分の一部(会社名、労働者数、不足障害者数等)が開示されるに至った。裁判で東京労働局長は、既に開示されるに至った部分は訴えの利益がなく却下されるべきと主張するとともに、身体・知的、重度・軽度等の各区分ごとに障害者数が記載されている部分については、数字の多くが「0ないし1」であり、これらの数字が会社名とともに公表された場合、特定の個人を識別することが可能となり、自己の障害を他人に知られたくない障害者の権利利益が害されると主張した。これに対しXは、そもそもそのような少数の雇用しか実現されていないことが問題であるとして情報公開を求めているのであり、少数ゆえに個人が特定されてしまうという理由で開示が制限されては障害者の働く権利は実現されないなどと主張した。

〈判旨〉

厚労相による開示部分について訴えの利益なしとして却下し、その余の請求について棄却。

「確かに、当該事業場における同僚は、既に同僚中に障害者が存在することを認識していた場

合においても、その障害の種類が身体障害か知的障害か、その程度が重度か軽度かは認識していないことであるから、上記の『身体』、『知的』及び『短時間』の各欄の人数の多くが0か1であることからすると、これらを新たに認識し得ることとなる」「このような事態においては、当該障害者が既に自己が障害者であることを明らかにして雇用されていることを前提とすると、開示によって認識可能となる内容が障害の種類及び程度ともに2種類の大分類のいずれかにすぎず、特に身体障害の場合にはその性質上、身体障害の有無をその程度が重度か軽度かについては外見上おおよそ明らかになるものであることからして、当該障害者としては、それらを同僚に知られることは甘受すべきものであり、むしろ、共に働く同僚にはそれらを積極的に理解してもらうよう努めるべきであるとの考え方もないではないが、未だ障害者に対する偏見や差別意識が根強く存する現在の我が国の状況に照らすと、これらの認識を得た同僚から新たな嫌がらせ等が生ずるおそれは否定し難いところであり、上記部分の開示は、そこに記載された障害者個人の権利利益を害するおそれを生じさせるものとして、情報公開法5条1号後段に該当するものと考えられる。」「よって……原告の本訴請求のうち、その取消しを求める部分は理由がない。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 障害者雇用促進法は、その14条で法定雇用率以上の障害者雇用に義務づけており、政令において民間企業における法定雇用率は1・8%とされている。算定の対象として現在は精神障害者も含まれているが、本件裁判当時は身体・知的障害者のみが対象である。この点、雇用促進法制定以来、法定雇用率が達成された年は一度もない。原告は「制度が法の趣旨に沿って適切に運営されているとは思えない。東京労働局長

は東京管内で法定雇用率未達成の企業約9千社の名前は未達成状況を全面的に情報開示すべき」と情報開示に及んだものである。

2 ところで、最後まで不開示とされた部分について、裁判で「障害者雇用率を向上させていくためには、障害者の種別についてきめ細かい対応が必要であり、どういった種別の障害者がどのような企業に雇用されているか、また雇用されていないのかを明確にしていくことが、今後の障害者雇用施策を進めていく上で有益である」と主張している。これに対し上記判示は、主張の趣旨を取り入れてはいるものの、現状においては未だ差別的対応につながり本人の不利益になる可能性があるから開示できないとした。どちらの見解も本人の利益を考えると悩ましい問題である。障害について告知する場合、多くの企業では本人と十分に話し合った上で告知しているはずである。また、障害の種別や程度そのものというよりも、職場定着を目的とした本人の働きやすい環境作りのためには、本人の特性や配慮事項の周知がより重要であろう。その意味では、確かに現状の職場環境では本人の利益を害するあるいはその意思に反する場面も考えられ、個々のケースごとに開示不開示を決定する制度ではない情報公開制度の下では、かかる情報の開示には限界があるのかもしれない。もっともそのような差別的対応は、原告が述べるように障害者雇用の促進が実践されていないことに起因するものである。行政による指導・勧告や企業名の公表による社会的制裁が適切に行行使され障害者雇用が促進されることは当然として、現在日弁連等で制定を呼びかけている「障がいのある人に対する差別を禁止する法律」が国内法として制定されることで、背景にある障害者差別を排除することが根本課題である。

3 そして本件で何より注目されるべきことは、原告の行った活動の社会的影響である。本訴と同時に、原告は厚労相に不服審査請求をしているが、当初は厚労相も「公表は、厚労省の勧告や指導に従わない企業に対して行うもの」と請求を却下した。しかしその後原告が厚労相の諮問機関である情報公開審査会に意見書を提出したところ、同審査会は厚労相に「情報公開法の趣旨に照らして未達成企業名などを開示すべき」

と答申し、厚労相は不開示決定を取り消す裁決を行っている。本件のように訴訟等が障害者雇用率に影響を与えた事例として、日本航空障がい者雇用株主代表訴訟（平成11年11月17日提訴、平成13年5月17日和解成立）がある。この訴訟は、法定雇用率を達成せず年間4000～5000万円台（未達成人数一人当たり月5万円）の障害者雇用納付金を国に支払ってきた日本航空に対し、法定雇用率達成を怠ってきたことは取締役としての善管注意義務違背であるとして、株主が訴えを起こしたものであるが、訴えの結果、日本航空は2010年までに法定雇用率を達成するよう努力する、法定雇用率達成に至るまで毎年の雇用率状況をホームページで一般公開するなどの和解が成立している。行政の指導が不十分な現状において、本件のような活動は障害者雇用に関する社会の責任を再認識させるという点で非常に有意義であるといえよう。

〈解説一福祉関係者の立場から〉

世界同時不況の影響で障害者の雇用も打撃を受けていることが伝えられるが、それでも障害者自立支援法によって雇用が少しずつ前進していることは否定できないだろう。東京の大企業で雇用率が未達成の企業からは「身体障害の人はどのハローワークを回っても求職者はもうないくらいに払底している。知的障害者や精神障害者を雇用するようにハローワークから勧められる」という声をよく聞く。

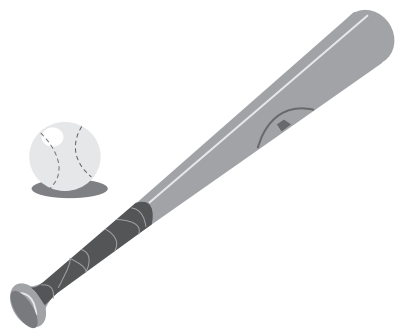
現実にあるNPO法人が一部上場企業500社に対する雇用実態や意欲などを聞く実態調査をしたところ、すでに障害者を200人以上、300人以上雇用している企業もあったが、内実を見るとそのすべてが身体障害者だった。その一方で知的障害者を1人でも雇った経験がある企業ほど、「もっと知的障害者を雇いたい」という意欲を持つ傾向が強いことも分かった。

知的障害者や自閉症などの発達障害者を雇用している企業からは、まじめな働きぶりなどを評価する声は多く聞かれるが、その一方で人間関係でつまづき、それが労働能力にも影響したりして離職するケースが多いこともよく問題にされていることである。

障害者と一口に言っても障害種別によって特

性や置かれている状況は実にさまざまであり、どのような企業がどのような障害者をどのくらい雇用しているのかを知ることは、障害者の雇用を進め、雇用している事業所での職場定着を図る上で重要な情報であることは言を俟たないだろう。その意味で原告が東京労働局長に対して行った障害者雇用の情報開示請求は極めて大きな意味のあるものであると言えよう。

被雇用者の個人情報を守ることは必要であることは当然ではあるが、障害者の職場定着を図ることを考えると、個人情報保護の立場でその人に障害があることを明らかにしないことは果たしてその障害者のためになっているのかどうかをシビアに考える必要があるのではないか。現実に障害者に対する偏見や差別が厳しいことを考慮すべきではあるが、理想的には障害があることを職場の同僚たちが理解し必要な配慮をすることではないだろうか。



10 福祉施策の欠缺と転換

大阪地裁平成16年12月21日判決

(平成14年(行ウ)第167号家族療養費不支給処分取消請求事件)

(判タ1181号193頁)

〈事実の概要〉

Aは、難治性てんかんに罹患しており、てんかん発作症状があるほか、知能障がい(IQ60程度)、情緒行動障がい等の精神症状を有しており、施設で入所生活を営んでいる。Aの母X(原告)は、Aの主治医の診断に従い頭部保護帽を約1万6000円で購入し、購入費用について健康保険法の規定に基づき、Y社会保険事務所長(被告)に対し、療養費(購入費の7割)の支給を求める申請をしたところ、Yが不支給決定をし、その後、Xが同決定を不服とした審査請求及び再審査請求をしたもののいずれも棄却されたため、本件訴えを提起したものである。

健康保険法の規定によれば、保険者は、治療材料の支給等については療養の給付、又は療養の給付に代えて療養費の支給などができることとされている(同法43条1項、44条の2)。この点については、Yは「頭部保護帽は、てんかん患者において、転倒発作による受傷という日常生活上生ずる問題に対する対処方法として着用されるものであって、日常の活動における利便性が認められるにすぎず、てんかんの治療目的で着用されるものではない」と主張し、これに対しXは「Aは知能障害、情緒行動障害等の精神症状が見られるところ、それらの精神症状については、ストレスへの対処法を学ぶことが最大の治療であり、ストレスを感じたときに1人で散歩をするなどして気持ちを落ち着けていくことが必要であるから、本件頭部保護帽は、Aの精神症状の規制・緩和・改善に不可欠の装具であって、治療用装具である」と主張した。

〈判旨〉

請求認容。

「前記認定のとおり、てんかんの症状は、てんかん発作に限られるものではなく、精神症状への対処を含めた包括医療が必要であることが指摘されているから、単にてんかん発作を直接抑制・

緩和する効果がないからといって、本件頭部保護帽がAのてんかんの治療上必要でないということとはできない。」「本件保護帽は、Aに関しては、単にその日常生活上の便宜を図るためだけの装具ではなく、てんかんによる情緒行動障害に対する治療を実施し、その効果を確保する上で必要な装具といえることができるから、てんかんの症状に対する治療上必要な装具に当たると解するのが相当である。」

「現行法制上、頭部保護帽は、身体障害者…については補装具として支給されており…また、在宅の知的障害者や障害児のうち障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒するものについては、日常生活用具として給付等がなされている」「しかしながら、上記のような現行法制上、Aのように、身体障害を有してはならず、施設等に入所しているため在宅ではなく、かつ、知的障害の程度が重度又は最重度でないてんかん患者は、頭部保護帽の支給を受けることができない状況にあるといえることができる。このことは、上記の各制度が、いずれも身体障害者、知的障害者及び障害児の福祉という観点から設計されたものであるため、てんかん発作症状、身体症状及び精神症状をも併発することが多いてんかん患者にふさわしい行政サービスを常に提供し得るものではないことを意味しており、頭部保護帽の支給に関し、上記各制度による福祉的措置を受けることができないてんかん患者については、社会福祉立法による手当てが欠缺している状態にあるとも考えられる。そうすると、…てんかん患者に対する頭部保護帽の装着費用の支給に関しては、専ら福祉的措置の療育の問題と位置付けて健康保険制度の適用を否定し去るのは相当でなく、むしろ、てんかん患者の健康の保持・増進に直接かかわる問題として、健康保険制度の枠内での解決になじむものと捉えることも十分に可能というべきである。したがって、上記のような福祉的措置が講じられているか

らといって、本件頭部保護帽がAのてんかんの治療上必要な装具であるとの前記判断が左右されるものではない。」

「以上によれば、本件支給決定は、Yに付与された裁量権の範囲を逸脱した違法があり、取消しを免れない。」

〈解説—法律家の立場から〉

本判決は、訴訟が制度の枠組みを転換させたという意味で、今後の発達障害に関する訴訟の意味づけを考えるにあたり、大変有意義な判決である。

本判決が述べるとおり、本件以前、てんかん患者の頭部保護帽（ヘッドギア）は、身体障害や重度・最重度の知的障害で在宅の場合に限り支給されていた。施設に入所し、重度ではない知的障害を有するAは対象外とされていたのである。これについて本判決は、Aについては、頭部保護帽は健康保険法43条1項の「治療材料」に当たるという立論で健康保険法の適用対象として位置付け、Xの請求を全面的に認めた。その中でも、特に着目すべきは次の点である。裁判でYは、「てんかん患者の頭部保護帽は、専ら福祉的な措置として支給されるものであり、治療用装具に該当するものではない」と主張した。これについて本判決は、前記判示のとおり、Aのような福祉的措置において保護が受けられない者は「社会福祉立法による手当てが欠缺している状態にある」とし、「専ら福祉的措置の療育の問題と位置付けて健康保険制度の適用を否定し去るのは相当でなく、むしろ…健康保険制度の枠内での解決になじむものと捉えることも十分に可能」として、Aの権利を実質的に救済したものである。その後、本判決についてはY側が控訴したものの、本判決を受けて社会保険庁が厚生労働省に対応を照会したところ、頭部保護帽も措置費の医療費から支給できる旨の回答がなされ、控訴審ではY側から「社会福祉法上の施策として現物支給できる」との見解が示されたため、Xは目的が達成できたとして訴えを取り下げている。本判決は、裁判所が、法の欠缺を個別当事者の救済の必要性に着目して埋め合わせることで、結果的に社会制度そのものの変更を促し、同様の立場にある当事者の権利救済を図るという機能を発揮した点で、

大変意義のある判決と評価できる。法の狭間に置かれやすい発達障害者の裁判についても、今後大いに活かされるべきであろう。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

てんかんの人のための頭部保護帽は1万6000円。たかが1万6000円と思われるかもしれないが、この判決の意味はとても大きい。

そもそも障害とは何だろうか。いわゆる「医学モデル」の障害定義は個人の生物学的な特性を見て、何かができるかできないかという点に着目して障害の有無や軽重を判断する。目が見えるか見えないか、耳が聞こえるか聞こえないか、両足で歩くことができるかできないか、IQ（知能指数）が70以上あるかないか……。しかし、人間の社会生活はそうした生物学的な優劣だけで便利か不便か、快適か不快かを決めることはできない。

たとえば、視力が0.01の人は眼鏡やコンタクトレンズがこの世になかった昔はおそらく視覚障害者として認められていただろう。たしかに生物学的には視力が一般的な人と比べると劣るのであり、一般の人が視力1.0くらいを標準にして社会環境を築き上げたとすれば、眼鏡やコンタクトレンズがなければ視力0.01の人はとても暮らしにくいに違いない。

頭部保護帽が治療としての機能を有しているのかどうか。それがこの訴訟の争点である。では、治療とはいったい何なのか。生物学的な<欠陥＝一般の人に比べて劣っているところ>を解消することが治療なのか、それとも社会や生活環境との関係性において暮らしにくい部分を少しでも解消することなのか。

治療という定義に関する論議をすると医療行為とは何なのかという迷路にはまることになりかねないので、医療保険で頭部保護帽の経費を負担すべきかどうかということに置き換えて考えてもいい。保険というのはある日突然起きる不測の事態に備えてふだんから小額の保険料を多くの人が分担して払っておくシステムである。いわゆるリスクの分散と言われる。当然、予防的な医療行為に対しても医療保険からの財政出動は認められており、ことさら頭部保護帽についてのみ狭義の医療行為という土俵を設定して考える意味を見出すことはできないのではないかと。

11 逸失利益

東京高裁平成6年11月29日判決
(平成4年(ネ)第1574号損害賠償請求事件)
(判時1516号78頁)

〈事実の概要〉

Xら夫婦(原告・控訴人)の子Aは自閉症児で、県立養護学校高等部2年に在学していたが、水泳の授業中に水を吸引して意識不明となり、搬送先の病院で死亡した。本訴訟に先立ち、本件は担任教諭Y(被告・被控訴人)に対する業務上過失致死事件として刑事上の過失責任が認定され、罰金20万円の略式命令がなされている。Xらは、Aが混乱状態に陥って騒いだことからYがこれを鎮めようとして故意にAの頭部を水没させたため、Aが水を吸引したのものであると主張し、Yに対し個人としての不法行為責任を追及するとともに、養護学校の設置者である県(被告・被控訴人)に安全配慮義務違反及び国家賠償法1条に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。これに対し、被告らは、YがAの足の動きに注目するあまりAの呼吸が確保されているかどうかの確認を怠ったため、訓練により疲労したAが水を吸引したものと主張した。

一審(横浜地判平成4・3・5判時1451号147頁)は、Yの指導上及び蘇生措置上の過失を認めた上でY個人の賠償責任を否定し県に対し国家賠償法1条に基づく賠償を命じたが、逸失利益については、Aが自閉症であること、県立養護学校の進路状況は一般企業への就職者の割合が25%であるのに対し地域作業所に入所した者の割合が最も高く33%であること及び自閉症児が将来健常児と同様の就職をする割合は20%未満であることを理由に、将来地域作業所に進む蓋然性が最も高いと認められるとして、作業所入所者の平均年収を基礎に約120万円とした。Xらは、年少者の逸失利益については、実務の大勢がとってきた平均賃金によって算定されるべきであり、一審の判断について①平均賃金による算定方法が実質は親の精神的損害であることに鑑みれば、子どもの障がいの有無によって差を設ける理由はない、②実務が平均賃金による算定を行ってきたことは子どもの能力や可能性等について予測することが困難であるこ

とから平等にかなう合理的手段として採られてきたものであり、人間の価値の平等という規範的要素を重視すべきであるなどと主張し、控訴した。

〈判旨〉

一部取消自判、一部棄却。

「一般に、不法行為により死亡した年少者の逸失利益の算定については…その年齢とこれに伴う潜在的な不確実要因が往々にあることからして、おのずから将来の発育の過程においてその能力がないし減少する可能性がある…それ故、年少者の死亡時点における人間の能力、価値を固定化し、この時点に明らかにされている要因だけを基礎として年少者の死亡による逸失利益を算出することが、必ずしも絶対的な方途ということができない場合がある…このような場合には、不確実ながら年少者であるが故にまた潜在する将来の発展的可能性のある要因をも、それが現時点で相当な程度に蓋然性があるとみられる限りは、当該生命を侵害された年少者自身の損害額を算定するにあたって、何らかの形で慎重に勘案し、斟酌しても差し支えないものとする。このことは、こと人間の尊厳を尊重する精神のもとで、ひとりの人間の生命が侵害された場合に一般化された損害の算式によりある程度抽象化、平均化された人間の生命の価値を算出する方法を取るなかで、これによる算定額によるのみならず、それが実損害の算定からかけ離れたものとならない限り不確実ながらも蓋然性の高い可能性をもつ諸般の事情をも十分に考慮されてもよいといえるからであって、このことは不確定要因の多い年少者の場合に往々にいえることである」「各証拠によっても、Aが一貫した療育プログラムを受けながら能力的にも目覚ましく成長、発展していたことが窺えるのであり、将来は調理師試験をめざして学習をさらに積み、調理師試験に合格して調理師になれるか、そうでなくとも右希望する業種に関連する仕事に就職して稼働できる蓋然性が高いものであったと推察でき

る」[本件に提出された総ての資料により、かつ、予想されうる諸々の事情をも合わせ勘案すると、結局、Aの死亡による逸失利益の額を1800万円と認めても不合理はない]「なお、…こと人間一人の生命の価値を金額で図るには、(被控訴人らの主張する)この作業所による収入をもって基礎とするのでは余りにも人間一人(障害児であろうが健常児であろうが)の生命の価値をはかる基礎としては低き水準の基礎となり適切ではない(極言すれば、不法行為等により生命を失われても、その時点で働く能力のない重度の障害児や重病人であれば、その者の生命の価値を全く無価値と評価されてしまうことになりかねないからである)」

〈解説一法律家の立場から〉

1 年少者の死亡による逸失利益については、全国労働者平均賃金を基礎とするのが一般的である。それは、年少者の場合その能力や可能性、将来の職業や収入などについて予測することが困難であるため、実務はそれらの個別・具体的事情を一切捨象して一律な基準を用いてきたからである。ところが、障害児については、将来の就労の蓋然性が低いことなどを理由に逸失利益が相当減額される、あるいは認められないというケースも存在する。本件の一審判決もまた、当該養護学校の卒業生について割合的に最も高い進路が作業所であるという非合理的な理由に基づき、作業所の賃金を基礎としている。

2 本件は、人間の生命の価値を強調し、障害児の潜在的可能性の観点から一審判決を変更し相当額の逸失利益の賠償を命じている。具体的には、県の最低賃金額と県立養護学校高等部卒業の自閉症男子生徒の平均初任給などを算定の基礎とし、生活費控除率を20%として1800万円という数字を導いている。本判決が人間の生命の価値について特に論及し、逸失利益の最低線を担保する判示をしたという点は非常に評価でき、今後の同種事件についても有意義な判決といえる。もっとも、本件判決は生命の価値を強調し、「作業所収入を基礎としては生命の価値をはかる水準としてあまりにも低い」、「(死亡した時点で)働く能力のない重度の障害児や重病人であれば、その者の生命の価値を全く無価値と評価されてしまうことになりかねない」とまでスタンスを述べているのに対

し、実際に金額を算定するにあたってはAの能力と療育の成果を重視し、現実的な将来可能性を認定した上で上記逸失利益の算定に及んでいる。判決の基本スタンスを貫くのであれば、他の実務の大勢と同様にあくまで潜在的可能性を重視し、例えば重度の障害児であってもその生命の価値に応じた逸失利益が算出されなければならないはずである。裁判所としては、今一度年少者の逸失利益の趣旨に立ち戻り、障害があるということだけで不合理な差別を行ってきた過去の裁判例を反省し、平等かつ一貫した判例理論を確立すべきである。

〈解説一福祉関係者の立場から〉

特殊な例だと思われるかもしれないが、障害者自立支援法の障害程度区分判定で最重度の「6」と判定された知的障害者が日本を代表する企業の特例子会社に就職し最低賃金を超えた給料をもらっている。更生相談所で障害を判定された折にも最重度の「A」だった。言葉が話せず、自閉傾向のために自傷他害もあるが、本人の特性を理解した支援者が付き、かつ労働環境を整えれば、潜在的な労働能力を想定されている以上に発揮できることを示している。さらに、社会的に付加価値のある成果物の生産を支援者側が用意することにより、障害者の労働能力は相対的に大きく変わり得るのである。

絵画や粘土細工などのアートを授産活動にしている障害者施設がある。そこで作られたアートは最近、日本国内でも注目されるようになったが、それでも障害者のアートがどのくらいの売買取代金があるのかと言われれば、それだけで生活していくだけの対価を得られている障害者は現在のところいないのではないかと。ところが、日本国内で障害者施設のバザーで7000円程度で購買されているアートがフランスでは120万円で売買されているという。

つまり、障害者の存在の(金銭的)価値というもの、障害者個人の生物学的な優劣だけで決まるものではなく、潜在的な可能性を支援者がどう引き出すことができるのか、それを社会的な評価にどう結実させることができるのかにかかっているとと言える。

12 家族の逸失利益

大阪地裁平成10年7月24日判決
(平成9年(ワ)第4993号損害賠償請求事件)
(交民31巻4号1090頁)

〈事実の概要〉

X女(原告、56歳)は信号機の設置されている交差点を自転車で横断中、右折してきたY1運転の普通貨物自動車に衝突され、これにより入院を余儀なくされるとともに、嗅覚脱失症、肩関節機能障害の後遺症を負った。そこでXは、Y1及び雇用主であるY2に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めて提訴した。裁判においてXは、知的障がいや有する二男を抱えながら生活しているため、自宅近くで、しかもパートタイムでの仕事にしか就けないという事情があり、かかる事情がなければ賃金センサスの平均賃金以上の収入を得られる職に就いていたものであることから、賃金センサスの女子労働者平均賃金を基礎に休業損害や逸失利益を算出すべきであると主張した。これに対しYらは、Xが当時実際にもらっていた給料を基礎に計算すべきであると主張した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。休業損害について次のとおり判示した。
「証拠によれば、Xは、平成3年4月7日から株式会社Fに勤務し、平成5年分の給与所得は年額189万6302円であったこと、Xの二男には知的障害がありXが介護していること、そのため右会社に夜間(午前0時から午前6時まで)勤務していたことが認められる(Xは本件事故により結局右会社を退職した)。右の事実によれば、Xの休業損害算定の基礎収入としては、平成6年度賃金センサス産業計・企業規模計・学歴計女子労働者55歳から59歳までの年間給与額330万500円(日額9042円)…によるのが相当である。」
なお、逸失利益算定の基礎収入も同様に年額330万500円を採用している。

〈解説—法律家の立場から〉

知的障害のある子どもを抱える家庭の親は、子どもの年齢にかかわらず、その世話や支援のため自ずと仕事の場所や時間が制限されることは少なくない。本件は、そのような家庭の事情を考慮して、実際に稼いでいる低廉な賃金を休業損害や逸失利益の基礎とするのではなく、同年齢の平均賃金を基礎に算定したものとして有意義な事例である。

本判決の論拠は不明であるが、家事労働者であっても賃金センサスの女子労働者平均賃金額を基礎とし、パートタイマーや内職等の兼業主婦については、現実の収入額と女子労働者平均賃金額のいずれか高い方を基礎として算出することから、家庭において子どもとの関係で家事労働者同様、あるいはそれ以上の労働力を提供している障害児者の家族にとって、本件のような結論がとられることは当然といえるであろう。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

知的障害や発達障害の子が生まれると、たいていの親はショックを受けて落ち込むものである。どうして自分のところに生まれてきたのかと運命を呪ったりもする。残念ながら障害に対するマイナスイメージや偏見が社会には根深く、そうしたイメージに親自身が染まっているからでもある。実際、子どもが生まれてから接することになる医療や保健や福祉や教育などシステムのほとんどは障害のない子を前提に用意されており、同世代の子どもたちの集団に付いて行けず、除外される体験を繰り返しているうち、精神的な落ち込みを味わうことになる親はとても多い。

障害児に限ったことではないが、社会全体で障害のある子を支え、育てていくという意識も体制もわが国にはまだまだ薄いのが現状である。子どもは家族が育てるものであり、それが

できない（保育に欠ける）状況であることを認められて初めて公的な福祉サービスの利用を受けられるのである。医師や弁護士などの専門職ですら、子どもを産んで育てるために長期間の休職をせざるを得ない女性は多い。社会的損失とも思われるが、まだまだわが国では子育てに関する意識が欧州の先進国と比べて家族に求めるものが多すぎるのである。

特に、障害児の親は一人で子どもを背負う孤立感、疎外感に苛まれ、日々の子育てのために精神的にも肉体的にも疲れ果て、健康を損なう人も少なくない。仕事をやめたり、休んだり、転職したりする人も多い。やり場のない怒りや虚脱感がたまっていくうちに夫婦仲がぎくしゃくし、別居したり離婚したりするケースも、障害児のいない夫婦よりも多いのではないだろうか。

子育てをめぐる公的な支援がもっと充実していれば、本来持っている労働能力や賃金を稼ぐ能力を発揮できる親は多いはずである。そういう意味で、判決が知的障害の二男の介護をしていることを考慮し、障害児がいない場合の一般的な基準によって逸失利益を算定したことは画期的だと思われる。



13 契約における意思能力

福岡高裁平成16年7月21日判決

(平成16年(ネ)第172号保証債務履行請求事件)

(判時1878号100頁)

〈事実の概要〉

Y(被告・控訴人)は、ともに知的障がいがある父母の間に生まれ、中学卒業後知的障害者更生施設に3年間入所し(当時IQ63)、その後工務店や印刷所などで働いていたところ、平成14年6月に腰椎ヘルニアの治療で入院した病院でたまたま知り合ったAに頼まれて、消費者金融X(原告・控訴人)に赴き、従業員から求められるままに、連帯保証人の申込用紙等の氏名、住所、勤務先などを記載して交付し、AはXから150万円を借り受けた。しかし、Aが第1回期日の支払をしなかったため、XはYに対し、連帯保証契約に基づく保証債務の履行として、貸金元金と遅延損害金の支払を求めて提訴した。なお、Yは本件以前にもAのため連帯保証し、返済に窮したAに代わり債務を弁済した経過がある。Yは、本件保証契約について、意思無能力による無効及び強迫による取消しを主張した。

一審判決(福岡地判平成16・1・28商判1204号31頁)は「Yの精神上の障害は…その程度は重度のものとはいえず、Yが就労し、運転免許証の交付も受けるなど、それなりに社会生活を営んできたことや、本件連帯保証契約以前に、Aのため保証債務を履行したことがあること等の事情を考慮すれば、Yが本件連帯保証契約当時、連帯保証をすることの利害得失についての判断力に乏しく、Aから言葉巧みに請われるなどして安易に連帯保証をしたということとはできるとしても、さらに、Yが連帯保証契約締結に必要な意思能力、すなわち、連帯保証の社会的、法律の意味を理解しうる能力を欠いていたとまでは認めるに足り」ないとして、Yの主張を排斥し、Xの本訴請求を認容した。Yが控訴。

〈判旨〉

原判決取消し、棄却。

「本件訴訟が提起された後、B(Yの叔母)はY

について保佐開始の審判を申し立て…障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であるとして、保佐開始…の審判を受けた。…医師作成の鑑定書によれば、Yの精神の状態について、次のような記載がある。…知能検査・心理学検査については…総合54であり…中程度の精神遅滞と診断した。」「当審のY本人尋問の結果によれば、計算については、50円の2割や50円の15%はわからず、本件金銭消費貸借契約書の『遅延損害金』の文字を読むことができず、その欄の記載内容も理解できないことが認められる。」

「上記に認定の事実によれば、Yの金銭の価値についての理解は、簡単な買い物、給料などについては及んでいるが、数百万以上の理解には及んでいないところ、本件連帯保証契約は簡単な買い物や給料額を遙かに超える150万円であること、Yは50円の15%は理解できないから、本件連帯保証契約の利息年28・835パーセント、遅延損害金年29・2パーセントの意味(元金返済を遅滞すると3年余りで返済額が借入金の2倍の300万円に達する)を理解できていないこと、にもかかわらず、Yが本件消費貸借契約書等に署名したのは、Yは他者から強く指示されると抵抗できない性格であり、Aから『余計なことは言うな』と言われていたことなどから、AとX従業員から言われるままに行動した結果であることが認められ、これらの事情を考慮すると、Yは本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかったというべきである。」「上記認定の事実によれば、Aの…言葉は…Yの自由な意思決定を妨げるのに十分であったと認めることができ、他方において、Yの精神能力の低さや性格に乗じて『余計なことは言うな』とYに心理的な圧力をかけて本件連帯保証契約を強いたAの行為は違法と評価することができるのであって、AのYに対する強迫行為

と認めるのが相当である。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 民法は、法律行為を行う主体が意思能力を有することを、名文上規定していないが、法律行為は、自己の意思に基づいてのみ行わなければならないことは、私的自治の原則上当然であることから、意思能力を欠く者の意思表示・法律行為は無効であると解されている（大判明治38・5・11 民録11・706）。

本件は、一審と二審で判断が分かれた微妙なケースではあるが、両者の判断を比較すると非常に有意義である。一審判決は、本人の就労や生活状況、運転免許証を取得していることなどを考慮し、本人に意思能力ありと判断した。しかしながら、知的障害のある人の中で、就労面では適切な支援の下で能力を十分に発揮し、場合によっては運転免許証を取得しておきながら、一方で人から騙されやすく、消費者被害に遭いやすい者は少なくない。一審判決がこれらの多方面の能力を一色単にして本件契約の意思能力を認めたアプローチは、知的障害の本質を明らかに見誤るものである。この点本件判決は、前掲の判示に加え「意思無能力かどうかは、問題となる個々の法律行為ごとにその難易、重大性なども考慮して、行為の結果を正しく認識できていたかどうかということを中心に判断されるべきものである」と意思能力の本来の意義から導かれる個別のアプローチを確認した上で、知的障害を有する本人の特性に基づき、本件連帯保証契約という限定された場面における本人の能力を「数百万円以上の理解には及んでいない」「50円の15%は理解できない」「遅延損害金の意味を理解できていない」などと詳細に検討し、「本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかった」と認定しており、今後同様の事件処理で大変参考になる。また、Yが過去にAのため保証債務を履行した事実について、一審判決はこれを意思能力があるとする基礎事情としたのに対し、本件判決はより詳細な検討から「契約の結果を正しく認識」していないとしてかかる事実をYの不利益に考慮していない点が注目される。なお、本件判決では、

意思無能力に加え、Yの障害特性を踏まえAの発言を「心理的な圧力」をかけるものと評価し強迫と認定していることも参考になる。

2 ところで、本件では本訴提起後に保佐開始の審判が申し立てられ、叔母が保佐人に選任されているところ、本件判決の論拠として、保佐開始事件における鑑定書の記載が多く引用されている。一般的に、契約当時の意思無能力を証明するのは困難を極めるところ、知的障害者の場合、現時点における本人の能力は過去の契約時においても相当部分において妥当すると考えられるため、本件の如く本人の将来的な財産保護のために成年後見制度が活用されるとともに、そこで作成された鑑定書等は本件のような訴訟の場で存分に活用されるべきである。本件判決は、このような有意義な証明方法を呈示する判決でもある。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

社会の中で仕事を持ち、運転免許も取得し、恋愛や結婚もする知的障害者はとても多い。彼らの中には障害の程度が軽いために手帳を持っておらず、障害者ではない人生を自ら選んで生きている人もいる。

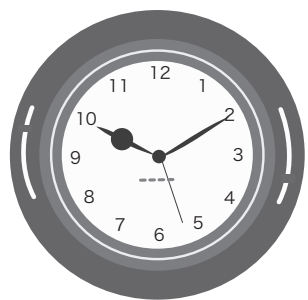
しかし、現代の社会においては日常生活の隅々にまで契約というシステムの網が張り巡らされており、今日の前で知人に指示されるままに署名や押印したことが、その後長期間にわたって自分に金銭的負担がかかってくるなどということが起こり得るのは当たり前の中である。こうした社会で軽度の知的障害の人が損をせずに生きていくことは意外に難しいのではないか。

悪質商法の被害にあう認知症のお年寄りや知的障害者が多いと言われるが、たまたま引っ掛かっているのではなく、認知症や知的障害だと分かっているながら業者はそうしたカモを見つけて契約を結んでいるのだとも言われている。社会的弱者に対しても容赦のない「悪意」に満ちた世の中を彼らは生きているのである。

一審判決は、原告の障害者が就労していることや運転免許証を持っていることを理由に、「連帯保証契約締結に必要な意思能力、すなわち連帯保証の社会的、法律の意味を理解しうる能力

を欠いていたとまでは認めるに足りない」と判断している。司法がこのような表層的な障害者理解しか持っていないのだとすれば、今日のようなりスクの高い社会を軽度の知的障害者が生きていくことは危険極まりないと言わざるを得ない。

さすがに控訴審判決では、原告の金銭価値の理解について簡単な買い物や給料については可能でも、数百万円以上の問題になると理解できないことなどを具体的に例示し、「本件連帯保証契約締結の結果を正しく認識し、これに基づいて正しく意思決定を行う精神能力を有していなかった」と判断したのは妥当である。さらに、このような原告の障害ゆえの弱さに付け込んで連帯保証契約を締結させていた知人の行為を「強迫行為」とまで言及していることは示唆に富んだ判決と評価できるのではないか。



14 訴訟委任能力

福島地裁昭和38年11月17日判決

(昭和38年(ワ)第219号損害賠償等請求事件)

(下民集15卷11号2749頁)

〈事実の概要〉

X(原告)は、昭和37年11月13日、国道を自転車で通行中、Y1(被告)が仕事中に運転する自動三輪車に突き飛ばされて転倒し、右側頭蓋骨亀裂骨折の傷害を受け、これにより、健忘性失語痴呆及び性格変化、平衡感覚障害等の後遺症を負った。そこで、XはY1及び雇主であるY2(被告)に対し、損害賠償を求め提訴した。

Yらは、Y1に運転上の注意義務違反がない旨主張するとともに、本案前の抗弁として「XのX訴訟代理人に対する本件訴訟委任は、心神喪失の常況にある間になされたものであるから無効である。したがってX訴訟代理人による本訴提起は不適法であるから却下されるべきである」と主張した。

〈判旨〉

一部認容、一部棄却。

〔証拠略〕によると、S病院長が、昭和39年6月4日から同年8月31日の間にXに対し精神鑑定をなした結果、Xは著明な健忘性失語痴呆及び性格変化が目立ち、感情の動揺が激しく、中庸に保つことが困難であり、日常生活も極めて困難であること、及びこの症状は、事故以来存在していることがうかがわれるが、一方(証拠略)によると昭和38年1月15日には、妻の立会下ではあるが警察官の取調べに対し事故当時の情况及び被告等との示談進行の事情等につき供述していることが認められる。右の事実によれば、Xは、その精神能力に著しい低下を来してはいるが、本件訴の提起は、事故による損害の賠償を求めるための自己に利益な行為であるから、Xにおいてもその趣旨は容易に理解しえたものと認められ、したがって、Xが同年10月30日弁護士に対してなした訴訟委任は有効と解して妨げないから右訴訟委任に基づいてなしたX訴訟代理人の訴提起は、適法であって、被告等の抗弁は理由がないというべきである」

〈解説—法律家の立場から〉

1 意思無能力者は、絶対的訴訟無能力者であるが、個々の訴訟行為の効力については意思能力を具体的に判断して定めるべきであると解されており、訴訟無能力者に利益な訴訟行為については、その趣旨を容易に理解しうるとして、裁判例上有効に解する傾向がある。本件のほか、例えば、最高裁昭和29年6月11日判決(民集8巻6号1055頁)は、12、13歳程度の精神能力しかない者のした控訴を有効とする一方、控訴の取下げを無効とし、東京高裁昭和55年2月27日(判時960号51頁)は、老人性痴呆症と診断された者のなした訴訟委任を無効とした原審を取り消した。その根底には、訴訟無能力制度が弱者に不利に援用されることによる不合理な結果を防止しようという弱者救済の精神が脈打っているように思われる(以上、後記文献372頁参照)。なお、上記東京高裁は、本人が弁護士に訴訟委任をした際の状況を重視し、医師(と思われる)の「老人性痴呆は中期に属し、訴訟委任についても自分で決めることができる状態ではなかった」という証言を「訴訟委任がなされるに至った具体的経過を踏まえての鑑定的な所見ではなく、一般的、推測的な所見を述べたに止まる」と評価して委任能力を認めていることが注目される。

2 さて、上記のような裁判例があることから、また、実際にも訴訟委任という場面においては本人がその趣旨を理解して委任することは多く、現実の訴訟においてこれが問題になることは少ない。しかし、この種の紛争を予防するためには、弁護士が法律事件を受任する場合、本人の明示的な意思を書面等で明らかにしておくことが最小限の配慮として必要である(加藤新太郎「弁護士役割論」162頁注(58))。また、上記のとおり意思能力は具体的状況に応じて判断されるべきものであることから、訴訟委任の

時点において本人の意思無能力が明らかである場合は、後見人の選任を家裁に申し立て、選任された後見人から委任を受けることになるであろう（なお、当然のことながら後見業務は訴訟後も継続して行うものであることから、長期的な生活支援も考慮した選任が必要である）。

〈参考文献〉

加藤新太郎編「判例 Check 契約の無効・取消」（新日本法規出版、1999）371 頁

〈解説一福祉関係者の立場から〉

裁判は知的障害のある人にとってなんと敷居の高いものだろうかと思えることがある。訴訟の中で問題となる行為の詳細な部分に至るまで客観的な裏付けが求められ、証人に立つと相手側弁護士や検察官による執拗な尋問にさらされ、論旨明快で内容の一貫した証言をしないと裁判官に信用してもらえない。すべての裁判がそうではないのかもしれないが、そのようなイメージで福祉の側から司法は見られていると言っても過言ではないだろう。

本件は訴訟に至る前段階、つまり障害のある原告が代理人に委任したことを「心神喪失の常況にある間になされたものであるから無効」と主張とされたケースである。この裁判が提起された当時（昭和 38 年）の時代状況のせいもあるのだろうが、心神喪失の状態の障害者に訴訟を起こす能力などあるはずがないという暗黙の前提に、訴訟委任したこと自体を無効と主張したのだろう。

現在は、意思能力に何らかの問題があると指摘されそうな障害者でもこのような見方はされないだろうし、訴訟を起こす際には代理人は後見人や保佐人を付けることを検討するだろうから、まず委任行為自体を無効と主張されるような事態は起きないだろうとは思われる。

しかし、ほんの少し前までは意思能力にハンディのある障害者に対する司法の位置づけとはこのようなものではなかったか。知的な障害を持った人が自らの被害や損害の回復のために裁判に訴えて出るというようなことはあり得ない、許されないとされているような風潮があったのである。知的障害者は長年、司法による救済という点においては蚊帳の外に放置され

ていたのだ。

15 成年後見

札幌高裁平成13年5月30日決定

(平成12年(ラ)第150号補助開始申立却下審判に対する抗告事件)

(家月53巻11号112頁)

〈事実の概要〉

本人は、長男として出生し、中学卒業後母と同居しながら通所施設に通っていたが、その後本人が軽度知的障がいであること及び母の年齢等を考慮して精神薄弱者援護施設に入所した。入所時の判定によれば、精神発達遅滞及び精神分裂病が認められ、鈴木ビネー式知能検査による知能指数は48で、言語力にやや不十分な面も認められるが、対人面接における親和的対応をきちんとしていくことができ、簡易作業を理解して概ね正確に作業することができるのとことであつた。

その後母には認知症状が認められ特別養護老人ホームに入所したが、三男であるA(申立人・抗告人)は、本人名義の家の管理を任せる旨の委任状を受け取る一方で、本人の預貯金など他の財産管理も申立人が行った方がよいと考えられるようになり、自らの法的立場を明確にしたいこともあって、本人について補助開始の審判を求めた。

一審(札幌家裁夕張出張所平成12年11月16日審判)は、家庭裁判所調査官の面接の際、本人が財産管理を援助する人を法的に選任する必要はない旨明確に述べたこと、審問期日において本人は改めて同様の陳述をしたことを踏まえ、補助開始の審判をするには本人の同意を要件とすることを理由にAの申立てを却下した。Aが抗告。

〈決定の要旨〉

抗告棄却。

「事件本人は、原審の第1回期日の本人尋問において、事件本人に対する本件補助開始の申立てがなされていることを知っているが、事件本人としては、入所施設による金銭の管理を第1に希望しており、日常の金銭の需要に痛痒は感じていない旨陳述した。…事件本人の判断能力が不十分であることが認められるものの、入所

施設に入所してから現在に至るまでの生活状況は、十分に安定していること及び事件本人は、Aによる本件申立ての事実をも十分に理解した上で、Aによる補助開始に同意しない旨の意思を表明したことが認められる。ところで、補助の制度は、軽度の精神障害のため判断能力が不十分な者を保護の対象とする制度であつて、本人の申立て又は本人以外の者による申立てによって開始されるが、本人以外の者による申立てには、本人の同意があることを要するところ、本件では、事件本人が補助開始に同意していないことが明らかであるから、補助開始の要件を欠いている。このことは、仮に、事件本人の財産についてAが危惧するような事情が認められるとしても、結論を異にしない。したがって、Aが主張する事件本人の財産の管理に関する疑念・危惧について判断するまでもなく、本件補助開始の申立ては理由がない。

「なお、Aは、事件本人が補助開始に同意しなかったことについて、他の弟妹に対する気兼ねによるものである旨主張するが、一件記録中に、事件本人の原審第1回期日における陳述の信用性を疑うべき事情を窺わせるような合理性のある資料は何ら存せず、Aが、本件抗告申立て後に提出した平成13年3月13日付け『同意書』をもって、原審が事件本人から直接意見聴取し、意思を確認した事実を覆すには到底足りない」

〈解説—法律家の立場から〉

成年後見制度は、民法改正に伴い平成12年4月から開始された制度であるが、中でも補助の制度は、本人の保護とともに本人の意思を尊重することを趣旨として新たに設けられた制度であり、このため補助開始の審判を行うには本人の同意が必要とされている(民法14条2項)。本件は、改正法施行直後の平成12年5月1日に申立てがなされているが、申立人であるAは認知症状の母から本人財産の管理に関する委任

状を受け取っているなど、いわくつきの申立てであり、また、本人が補助開始に同意しない旨明確に述べていることから、結論としては却下されて当然であろう。

もっとも、背後に窺われる問題は単純ではない。この種の事件は多く、障害のある親族の財産を狙う者は多い。他方で、入所者の場合、入所施設としては利用料確保のため本人の財産を管理したいという希望がある。自立支援法施行後は特にその要請が強いようである。本件でも本人が「入所施設による金銭の管理を第1に希望している」という趣旨がどのようなものであるか、本人が実際はどのような生活を臨んでいるのか、見極める必要がある。

別の問題として、後見、保佐類型には本人の同意が不要であるが、本件の補助類型には同意が必要である。本件の本人の能力は、鑑定次第で保佐類型にも該当する可能性はある。その場合の本人の意思尊重は如何に調整されるのか。また、親族が何らかの手段で本人に同意するよう説得した場合はどうか。補助類型の者が消費者被害に遭いやすいように、親族からの巧妙な説得により本人が真意ではなく申立てに了承してしまう可能性は常にある。本件でも、詳細は不明であるものの「平成13年3月13日付け『同意書』」なるものが抗告後に取り付けられているようである。対立当事者が不在中の家裁審判において、調査官あるいは裁判官がどこまで本人の真意に近づくことができるのか。結局は、公平・適切な鑑定や調査、審判がなされることに尽きるが、対立構造を欠く家裁審判において適切な制度運用がなされるよう、申立てから審判後の状況まで、支援者等周囲の関係者が目を見張ることが必要とされているといえるであろう。

〈解説一福祉関係者の立場から〉

知的障害のある人が権利侵害にあわずに暮らしてくために成年後見制度の必要性が盛んに論議されているが、論議の盛り上がり比べて実際に後見人を付ける人はそれほど増えていない。誰を後見人にしたらいいのか分からないというのが多く聞かれる意見だ。そのため、親がとりあえず後見人になるケースが相変わらず多

いが、親亡きあとはどうするのかということになると答えは依然として見つからないのが現状なのである。

親にとって安心できるのは兄弟姉妹が後見人になってくれることだという考えは多い。しかし、財産相続などを想定すると兄弟姉妹は被後見人の障害者と利害が相反する。たとえ仲の良い兄弟姉妹だからといっても、自分自身が家族を持つようになれば、まずわが子のことを第一に考えるようになるのは人の情の常であろう。障害のある兄弟姉妹の年金を生活費や娯楽費に流用しようというケースだって当然ながらある。本件の申立人がどのような思惑で障害のある兄の後見人になろうとしたのかは定かではないが、認知症の母親から委任状を取るという行為自体に何かしらの思惑を感じ取れるようではある。

その一方、本件の障害者は弟が後見人になることを嫌がり、入所施設に金銭の管理をしてもらうことを希望しているという。はたして、この入所施設が本人からどのようにして信頼を勝ち得ているのか不明だが、入所施設こそは障害者本人の生活を丸ごと支える役割を担っているものであり、その一方で施設経営を維持することを第一に考える存在でもある。そうした入所施設が利用者の法律行為を代行する後見人になるのは最もふさわしくないの言うまでもない。本件では施設が後見業務をすることは想定されていないが、財産管理を施設に委ねるということにも疑念を禁じえない。うがった見方をすれば、施設側が障害者をして弟に後見業務を託さないように示唆している要素はないのだろうか、という議論も成り立ちうる。あからさまに示唆・指示しないとしても、24時間365日何から何まで施設に自らの生活を委ねるうちに有形無形の影響を受け、無意識のうちに価値観を支配されるというものではないのか。

16 刑事事件における被害者供述の信用性

神戸地裁平成16年1月27日判決

(平成14年(わ)第1073号わいせつ誘拐、強姦被告事件)

(判例集未掲載)

〈事実の概要〉

Aは、知的能力が6歳レベルの中度知的発達遅滞の認められる知的障がい者であり、授産施設に通園中の者である。被告人は、パチンコ店駐車場においてAに甘言を用いて車内に連れ込み、わいせつ目的でAを誘拐した上、移動後の車内において抵抗するAを殴打するなどの暴行を加え、さらに脅迫して反抗を抑圧した上、姦淫した。これにより、Aは全治約7日間の傷害を負った。

被告人は、強姦致傷については争わなかったが、わいせつ目的誘拐の点については、強姦目的でAを自動車に乗せたわけではないとして、自白調書の任意性及び信用性を争い、同罪について無罪を主張した。

〈判旨〉

判決は、次のとおりAの供述の信用性を認めるとともに、被告人の供述調書の任意性及び信用性は十分であり、わいせつ目的誘拐の犯罪事実は優に認められるとし、Aが知的障がい有することを考慮した上で、強姦致傷と合わせて懲役4年6月を言い渡した。

「Aの供述は、同女が知的能力は6歳レベルの中度の知的発達遅滞の認められる知的障害者であることや、証人尋問の際に見られた、同じ質問に対する回答がしばしば異なるなどの供述態度に鑑みると、その証言能力及び信憑性について慎重な検討を要するものというべきであるが、その供述の根幹部分である『被告人に誘われ車に乗ったら、どこかに連れて行かれ、服を脱がされ強姦された。』旨の出来事は、Aの能力を前提にしても十分に弁識可能な単純な事柄であって、被害者にとっても稀有で印象の残る出来事であったと認められること、詳細についてはともかく、前記根幹部分については、供述が一貫していること、Aが翌朝、自ら警察に電話をして被害申告していること等を併せ考慮す

ると、前記根幹部分については、十分な信用性が認められるというべきである。」

「自らも知的障害を有する養子をもつ被告人(当時)が、知的障害者を思いやるどころか、これを利用して自己の性的満足を得ようとしたものであって、動機に酌量の余地はなく、本件は誠に卑劣で邪な犯行である。その犯行態様をみるに、…社会的弱者に対する冷酷で無慈悲な犯行というべく悪質である。Aは、同じ授産施設に通う友人の父親である被告人から本件被害に遭ったもので、全く落ち度はなく、被害結果は重大であるし、被害者は自分が受けた肉体的・精神的苦痛を十分に表現することはできないものの、被告人の嚴重処罰を望んでおり、その心身に受けた苦痛が甚大であることは明らかである。また、Aが知的障害者であるがゆえに性的被害に遭うことを懸念していたAの実母の処罰感情にも厳しいものがあるが、これに対して被告人は、何らの慰謝の措置もとっていない」「そうすると…など、被告人のために斟酌すべき事情を十分に考慮しても、主文の刑を免れ得ない」

〈解説—法律家の立場から〉

1 刑事事件においても、知的障がいのある人の供述の信用性の検討方法については、民事事件と基本的には変わるところはない。本件では、被害者供述の信用性の根拠として、被害者の能力を前提にしても十分に弁識可能な単純な事柄であったこと、被害者にとって稀有で印象に残る出来事であったこと、詳細についてはともかく、根幹部分については供述が一貫していることなどを挙げている。特に根幹部分の一貫性については、民事事件においても同様に重視されるべき点である。逆に、根幹部分以外の点については、障がいの程度等を考慮して本件が「詳細についてはともかく」としている点が興味深い。同様に被害者供述の信用性を認めた事例として、横浜地裁平成11年6月21日判決(神奈

川県青少年保護育成条例違反被告事件)がある。この裁判でも、「証言の根幹部分においては動揺がなく、大筋において一貫性があること」を信用性の根拠とするほか、「証言内容が自然・率直で具体性に富んでいる」「他の証人は『被害者はものを作って言えない子である』と証言している」ことなどを挙げている。また、認定事実と異なる被害者の供述部分については、「本件の根幹部分ではなく、記憶違いの可能性もある」などとしている点が参考になる。

2 さて、本件では被告人が強姦致傷の事実を争っていないため、犯行日時・場所の特定はなされており、被害者供述が前記判示のとおり根幹部分で一致しておりその信用性が認められれば、有罪判決を書くことはさほど困難ではないであろう。しかし、問題は被告人が完全否認している場合である。多くの場合、発達障がいのある者にとって日時や場所に関する情報は重要ではなく、供述の根幹部分ではない。したがって、被害に遭った日時・場所を聞かれた際、別の日時・場所と勘違いしてあるいは他の出来事と混同して答えてしまうことも少なくない。被告人が日時・場所を供述していれば、検察官は被告人の供述を基にこれを公訴事実として起訴できるが、それさえも供述していない場合、起訴ができないあるいは有罪判決を出せないという不合理な結果を生み出す可能性さえある。これを回避するためには、捜査機関の慎重な捜査が重要であるが、公判においても、発達障がい者のかかる特性を十分考慮した上で、訴因絶対主義に陥ることなく、訴因で特定される日時・場所に可能な限り幅を持たせる、訴因変更柔軟に対応するなどの訴訟指揮が要求されるところである。

〈解説一福祉関係者の立場から〉

1 知的障害のある人の証言能力について、わが国の裁判所は懐疑的なまなざしを注ぎ、知的障害者の権利救済にとって極めて厚い壁を形成してきたのではなかったか。過去において甲山事件や島田事件などで知的障害のある人や子どもの証言が裁判で否定され、捜査当局にとっては冤罪事件として批判を浴びてきた歴史がある。そのために知的障害のある人の証言能力は

当てにならないと捜査や司法当局の間で考えられているのだとすれば、それは大きな間違いというべきである。

知的障害者の記憶力や証言能力については心理学の分野で近年盛んに研究されているテーマでもあるが、障害者自身の記憶力は障害のない人とそれほど変わらないという研究成果も多い。むしろ、問題なのは彼らの記憶を的確に引き出すための理解が足りないために間違った証言を引き出し、しかも、それがあたかも障害ゆえに劣った点であると考えられていることである。

そうした背景を考えると本件判決が被害にあった障害児の証言を十分に信用できると判断したことは大いに評価できると考えられる。

2 性的被害はこれまでわが国においてはタブー視される風潮があり、実際には相当な被害がありながら表に出るのは氷山の一角と言われている。あたかも被害者に何らかの落ち度があったのではないか、被害にあうこと自体が汚らしいというような偏見が、被害者に二重の苦しみを加え、ますます被害が表に出にくい構造を強化してきたのである。

一方、性的被害は深い傷跡を被害者に残すことが専門家間で強調されている。アメリカにおけるPTSD(心的外傷症候群)の調査によると、事故や自然災害にあった際にどのくらいの割合でPTSDが発症するのかという男女とも10%未満であるのに対し、性的虐待では女性が50%弱、男性は65%もの高率でPTSDを発症するというのである。性的被害がいかに人間性の根幹部分を傷つけているかを物語っているのではないだろうか。

3 本件の加害者は知的障害の養子を持つ立場であり、被害者にとっては同じ授産施設に通う友人の父親から卑劣な性被害を受けたことを考えると、懲役4年6月という罰は軽すぎるのではないかとすら思えてくる。欧米諸国に比べて性犯罪に対して日本は寛容ではないと言われるが、PTSDによる被害者の苦しみを考えても再考の余地があるのではないかと思えてくる。

17 無理心中事案における情状

名古屋高裁平成10年10月1日判決
(平成10年(う)第214号殺人事件)
(判タ989号299頁)

〈事実の概要〉

被告人(当時95歳)は、長男家族と同居し生活していたところ、重度の知的障がいをもつ特別養護老人ホームに入所中の四男A(当時63歳)の行く末を日頃から心配し、誰にも自分の悩みを相談できずに一人で思い煩い、Aが帰省したときはいつも長男家族に遠慮しながら自分一人でAの世話をみてきた。平成10年1月1日、被告人は帰省したAと自室で一緒に過ごしていたが、深夜Aの寝顔を見ているうち、自分の死後のAの将来を案じて眠れなくなり、ついにはAを殺して自分も死のう、と思い詰め、腰ひもをAの首に巻き付けて締め付け、窒息死させて殺害した。なお、被告人は自らも後を追って自殺しようとしたが果たせなかった。

一審(名古屋地豊橋支判平成10・6・24判タ989号301頁)は、本件犯行の動機は極めて独り善がりである、たとえ母親であろうとも子の命を軽々に奪うことが許されないことはいうまでもない、また、本件は同様の境遇の中で生活している人々を始めとして社会に与えた衝撃も小さくないなどとして、懲役3年の実刑判決を言い渡した。控訴。

〈判旨〉

破棄自判。懲役3年、執行猶予4年。

「Aは重度の知的障害を持ってはいたが、その生命が尊重されるべきことは、障害を負わない者と何らかわりはない。」「家族と相談することなく、本件犯行に及んだ被告人の行為は独りよがりのもので、刑事責任は重大である、とする原判決の説示も首肯できないものではない。」

「本件犯行も、被告人のAに対する愛情の発露として行われたものであることは間違いはない。しかも、被告人が犯行当時95歳の高齢であり、持病の心臓病が徐々に悪化していたのも事実であって、被告人が自分の健康に不安を感じたのはむしろ当然であり、…。そうしてみる

と、本件の経緯、動機において、被告人には同情すべき点が多いというべきである。これらに加え、被告人は現在96歳の高齢であるが、これまで前科前歴が全くないこと、前記のとおり心臓病等の持病があって、健康状態が芳しくないこと、被告人の子であり、被害者の兄でもあるBやその妻が、自分らにも反省すべき点があった旨述べて、寛大な刑を求めるとともに、今後の監督を約していること等の諸事情も斟酌すれば、被告人に対しては、その刑責は重いものの、むしろその刑の執行を猶予して、実刑に処した原判決の量刑は重すぎて不当であるといわざるを得ず、論旨には理由がある。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 障がいをもつ者の家族が周囲の様々な要因から追いつめられ、無理心中を図ろうとするケースは後を絶たない。本件類似のケースとしては、中度知的障がい、多動、てんかんなどをもつ次女の母親が、長女と次女の2人を焼死させた事案について懲役7年の実刑判決を言い渡したさいたま地裁平成15年7月15日判決や、高機能自閉症をもつ長男の父親が長男を窒息死させた事案につき、懲役3年執行猶予5年の判決を言い渡した平成15年5月15日判決などがあるが、公表されていない事例も相当数存在すると思われる。自立支援法成立後も、負担が増えることで将来を悲観し無理心中を図るケースが報道されている。

2 これらは、ケースごとに障がいの内容や家庭の事情、親の身体的・精神的状況、本人に対する支援態勢等が異なり、判断も微妙であるため、個々の事例について批評することは適切ではない。一方で、このような事例の被告人の刑事責任を論ずるにあたり、共通する部分がないわけではない。本事例における一審、二審判決が述べるように、「障がいがあろうとなかろうと、その生命が尊重されるべきであることはな

んら変わらない」「同様の境遇の中で生活している人々など、社会に与える衝撃が小さくない」「他方で、被告人が一人で問題を抱え込んでしまう家庭内ないし地域的・社会的環境が存在する」ことは、いずれの事例においても程度の差はあれ考慮されているといえよう。そこで着目すべきは最後の点である。家族が一人で追いつめられ、本件のようないたたまれない事例が起ることのないような社会的基盤の整備が必要であろう。親なき後の本人支援として、成年後見制度やコミュニティフレンドを活用することは一つの手段である。また、地域全体での支援体制の構築について、先進的な自治体を模範として各地で取り組まれる必要がある。大きな社会制度としては、本人や家族の生活を追いつめる結果となっている自立支援法について大幅に見直される必要がある。また、根底にある障がいのある者に対する差別意識の撤廃に向けて、国内でも差別禁止法の制定が急がれる。本件のような事例が制度改革だけでは解決しない問題であるにしても、本人やその家族が暮らしやすい環境を整えるためには、少なくとも国が、地域があるいは周囲の支援者が、できる限りのことをしていかなければならないという問題提起を本事例は含んでいる。

〈解説—福祉関係者の立場から〉

1 どんな障害があってもその命は何よりも尊重されるべきであることは言うまでもない。どのような状況にあったとしても、その命を奪われることは決して許されてはならず、厳罰をもって処すべきであるというのが正論であろう。

ところが、知的障害のある人をその親が不憫に思い、あるいは前途を悲観して無理心中を凶ったり、殺人を犯す痛ましい事件は現在も後を絶たない。そして、このような事件が起きると、加害者である親に対して同情論がわき起こり、福祉の貧困さや地域社会の崩壊などに悲劇の原因を求めようとする。

これに対して、身体障害の当事者たちが「母よ、殺すな」というメッセージを発したのは1970年代にさかのぼる。とかく親に同情論が起きやすい世間に対して、殺される側からはつき

り「NO」を突きつける運動は大きなインパクトを与えることになった。しかし、それからも知的障害の本人たちがこの流れの中で発言することはなく、1990年代ごろになってようやくわが国でも知的障害のある本人たちが自らの権利について社会的にアピールするようになった。

しかし、そうしたムーブメントも詳細に見れば、ものを言うことができる軽度の知的障害の人たちがかろうじて参加しているものの、中重度の知的障害者は相変わらず家族の保護の中で、あるいは施設によって囲い込まれているのである。

そして、このような無理心中の被害者は中重度の障害者が多く、事件が起きるたびにやはり加害者である親に同情論が起きるという構図はあまり変わっていないように思う。

2 わが国における親子関係を俯瞰して感じるのは、親権が法的にも社会的にも非常に強く、子どもは親の所有物であって、親による暴力は「しつけ」「教育」の名によって許される範囲が広く、その一方で子どもが犯した過ちは親に責任を求める風潮が強いのではないか。児童虐待防止法が2000年に成立したが、それまではひどい虐待が親権の壁の向こうで行われていても、行政機関や捜査当局は容易には踏み込むことができなかった。また、成人が罪を犯した際には老いた親がマスコミの矢面に立ち、世間に対する謝罪の意味であろうか自殺するケースも有名事件では繰り返されてきた。

知的障害の子どもを道連れにした無理心中の際に、世間が加害者の親を同情するのは、わが国の親子関係をめぐる特殊な社会的状況の同心円を描く現象と言えるのではないか。特に言語による表現が難しい中重度の知的障害者の場合、身体障害者本人が「母よ、殺すな」と叫んだ状況を自らの手で切り開くことに多くの困難が見られるのである。

判断能力にハンディのある知的障害者の場合、彼らの権利を守り法律行為を代行する成年後見制度が、こうした状況を打開する一つの足掛かりになるに違いないのだが、現状では親が後見人となっているケースがまだ多いのが現状である。無理心中は障害者本人にとっては自らの命を奪われるという人権侵害の最たるもので

あり、その加害者である親が後見人となっているというのは、まさに知的障害者の福祉や権利擁護をめぐるさまざまな矛盾を象徴的に物語っているとは言えないだろうか。

3 権利と義務が相矛盾しながら濃密に親子関係を呪縛している現状を打開することは容易ではないように思われる。障害者本人が望んでいるかどうかに関わらず、親の安心感を満たすために、あるいは親が負担を逃れたいがために、わが子を入所施設に入れている現状を見ればそれがわかるのではないか。心中事件のように生命を奪われるということにはならないにせよ、障害者本人にとってはかけがえのない人生を管理され、束縛されながら生きることは、「社会的な死」を意味すると言っては語弊があるだろうか。

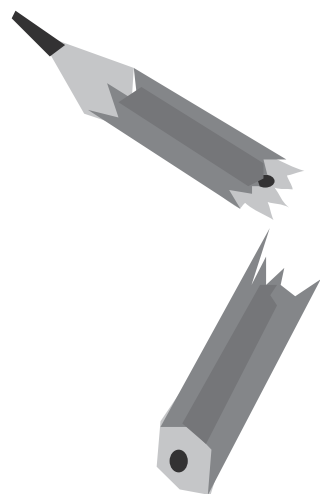
そうした意味では障害者自立支援法によって地域生活の資源が徐々にではあるが整備されてきたことは決して小さな意味にとどまるものではない。制度導入時にあった原則1割の利用者負担が強調され、自立支援法といえば金銭的に貧しい障害者と家族からさらに費用を徴収する悪法のように喧伝されることが多いが、現状では低所得の人に対しては減免措置が施され、生活保護世帯では負担ゼロ、平均でも2・8%の負担となっている。実質的な「応能負担」であり09年度通常国会で廃案となった自立支援法改正案では「応能負担」に切り替えることが盛り込まれていたのである。

また、小泉内閣の財政再建・基礎構造改革路線によって社会保障費の伸びを毎年2200億円削減することが実施されてきたが、この間にも自立支援法にかかる障害者福祉の予算は前年比10%前後も伸びてきた。3障害一体のサービス支給体制を組み、規制緩和や市町村主体の制度運営を図ったことにより、これまで福祉資源がなかった地域にも少しずつではあるが地域生活の資源が整ってきたのである。

4 安心して地域で暮らしていくためには複数の福祉サービスが地域に存在し、本人の自己決定に基づく生活を支援するための相談支援事業や権利擁護のシステムが有効に機能することが重要だ。幼少期から親だけが障害児の生活を背負うのではなく、障害の有無にかかわらず社会

全体が子育てを担う意識の変換と財政の転換が必要である。そうした具体的な取り組みを欠いては重度の知的障害者が犠牲になる無理心中事件をなくすことはできないのではないか。

本件事件は、執行猶予が付いた控訴審判決が確定した日、加害者の母親は亡くなった。96年の人生の終末期を見舞った絶望を思う時、この国の貧困な福祉の罪深さを感じざるを得ない。



18 少年の処遇

釧路家裁北見支部平成15年7月14日判決
(平成15年(少)第93号ぐ犯保護事件)
(家月55巻12号94頁)

〈事実の概要〉

少年A(審判時17歳)は、平成13年4月、家裁で児童自立支援施設送致の決定を受けたが、その際、Aの抱える問題として、知的発達の遅れ、集中力の欠如、衝動性の高さに加え、対人関係において自分への関心を引くために挑発的な行動をとったり、これがかなわない場合に粗暴な行動に及ぶこと等が指摘されていた。その後児童自立支援施設で処遇されてきたが、他の入所者や施設職員らとのトラブルやこれらに対する暴行等の行動を繰り返したため、児童相談所によりぐ犯送致された。

〈決定の要旨〉

中等少年院送致。

「少年は、これまでの児童自立支援施設における処遇により、相当程度その問題点の改善がみられたものの…少年をこれ以上開放的な施設において処遇することには限界がある…一方、少年の保護環境については、…本件審判手続を経ても一貫して少年を家庭に受け入れることには消極的であり、現時点では少年につき社会内処遇によりその更生を図らせることは不可能といわざるを得ない。」

「そこで、少年に対しては、現時点においては、少年院における矯正教育を選択するほかない。この点、送致機関である児童相談所は、少年につき軽度の知的障害及び注意欠陥多動性障害の疑いがあり、後者は人格障害に移行しつつある旨指摘し、本件送致直前には少年を知的障害者向けの施設で処遇することを検討していたものであり、本件送致の際には医療少年院送致が相当である旨述べている。少年の人格の偏りや知的発達の遅れが器質的な障害に起因する疑いがあることはその指摘のとおりともいえるが、その一方で、前記で指摘したとおり、少年は2年余りの児童自立支援施設における処遇によりその生活態度がかなり改善され、知的能力も一定

程度開発されたことも認められるのである。そこで、現時点において少年に対して医療を主体とした処遇を施すのが最善とは言い難く、むしろ、中等少年院において、個別的働きかけや行動療法的処遇も考慮しながらも、基本的には一般の少年と同様の処遇を受けさせ、年齢相応の自己規制力、集団適応力、さらには自立心を身に付けさせるとともに、自立を可能にするための力を養うための基礎的学力の向上や職業訓練等を施すのが相当であると考える。」

〈解説—法律家の立場から〉

1 詳細が不明なため、本件個別事案について批評することは避けたい。本件は、ただでさえ選択肢が限定されている少年事件について、発達障がい有する少年が往々にして選択の狭間におかれることを示している。少年事件においては、不処分や保護観察のように家庭等の社会に戻される社会内処遇と、障害児施設、児童自立支援施設及び少年院のような施設に送致される施設内処遇が存在する。発達障がい有している少年が仮に非行行為を繰り返した場合、施設内処遇、とりわけ少年院の選択が迫られる。本件のように審判時18歳に近づいた少年にとっては、障害児施設や児童自立支援施設が受入れに難色を示すことも少なくないため、少年院送致の可能性が高まる(とはいっても、児童自立支援施設が決して発達障がいのある少年にとって十分対応可能な施設とは思えない)。少年院送致の場合、医療少年院送致か一般の少年院送致かが選択される。昨今、家裁実務はADHD、アスペルガー、広汎性発達障がい等に強い関心を持つとともに研究、研修を行い、医療少年院においては個別プログラムを通じた対応が可能な状況にあるといわれている。しかし、ケースにもよるが投薬に頼るなど未だ十分な状況にあるとは言えず、特に知的障がい児や従来型の自閉症児への対応の専門性があるとは言い難い。

また、発達障がい児が非行を繰り返す背景には、専門的指導の欠如と背景にある家庭環境を含めた支援態勢の不整備が複雑に絡み合っていることが多く、社会内で複数の支援者が連携を取ってこれらを改善していかなければ、本人の更生には繋がらない。また、本人が地域の慣れ親しんだ環境下で教育や医療を受け余暇を過ごしている場合、矯正施設に送致されることで大きなストレスを抱え、その後社会に返されても通常の生活に戻るまでに相当時間を要するなどの不利益も想定される。したがって、多くの場合社会内処遇が最善の処遇であることは明白であり、であるからこそ多くの審判は限られた選択肢の中で迷いを見せるのである。なお、この点は成人の発達障がい者についても同様であり、障がいに応じた個別的な指導をもって本人の更生をはかる場所が存在することは、矯正施設の選択を迫られていた裁判官にとって有力な選択肢となることが多い。

2 さて、そうはいつでも非行の内容や非行歴等から、施設処遇が避けられないこともある。その場合、やはり一般の少年院送致か医療少年院送致かが迫られる。少年院においては、実際は知的障がいを含めた発達障がいの少年が非常に多いといわれている。いずれの施設においても、職員が本人の行動を抑制するだけの投薬治療に依存することなく、一人一人が専門的知見を備え、より本人に適した個別プログラムの実践に努めるべきである。

〈解説－福祉関係者の立場から〉

1 非行の低年齢化や凶悪化が叫ばれるのを背景に、少年に対して厳罰化や司法の介入を促すような法改正や制度改革が進んでいるのが近年の流れである。また、精神鑑定で重大事件を犯した少年にアスペルガー症候群などの発達障害や人格障害が診断されるというケースも相次いでいる。それがどのくらい頻発しているのかという客観的なデータ分析よりも、マスコミによるセンセーショナルな報道、それを追い風として厳罰化を進めようとしている政治勢力や刑事政策の担当者の意向が、法改正や制度改革を進めているということは言えるだろう。

その一方で、発達障害のある子どもにとって

暮らしにくい生活環境や社会の意識が広がっているのではないかと指摘もある。これまでは家庭や地域社会の中で暮らしやすいとは言えないながらも何とか問題を起こさずに成長してきた彼らが、耐えきれずに反社会的な行動を誘発するような社会状況が現出しているというのである。異質なものを排斥しようという風潮、迷惑をかけられることへの不寛容などは我々の日常生活に満ち溢れている。そうした空気が発達障害や知的障害のある子どもにとって暮らしにくい状況を作っているのではないかというのである。

2 しかしながら、こういう時代だからこそ福祉の存在がより一層重要になるのだが、福祉への期待と裏腹に福祉現場は相変わらず貧困なままに据え置かれている。わが国の福祉はヨーロッパの先進国と比べて予算面でははなはだしく見劣りするが、その中でも児童福祉に関する予算は一段と少ないのが特徴だ。子どもは家族が面倒を見るものだという前提があるためだが、児童福祉の現場は予算も人員が足りないために、本来要求されるべき業務ができず、そのために社会的評価も高くはなく、有能な人材も集めたりつなぎとめたりすることが困難という負のスパイラルに陥っているのではないか。

子どもの問題は本来は福祉の中で解決を図るべきであり、児童自立支援施設にいた少年がさまざまな問題を起こすようになったために少年院へと送致するということが福祉の敗北以外の何ものでもない。近年は少年院も発達障害や知的障害の少年の特性に合わせた矯正教育が行われ、実績も上げていると聞く。それは重要なことで今後もそうした矯正教育の充実に尽力すべきではあるが、児童自立支援施設など子どもの福祉のための資源を整備し充実させていくことが現代においても最優先して求められているように思える。

平成 20 年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業
(障害者自立支援調査研究プロジェクト)

「発達障害者の地域生活における法的支援・医療受診支援・地域トラブル支援に向けた発達障害理解啓発・
研修プログラムの開発」

堀江まゆみ (白梅学園大学)

分担研究班「知的障害者の法的支援に関する研究」(関哉直人、大石剛一郎、野沢和弘、堀江まゆみ)

発行日 平成 21 年 3 月 31 日

〒 187-8570 東京都小平市小川町 1-830

白梅学園大学 堀江研究室

Mail : mayumi@shiraume.ac.jp

FAX 042-344-1889